

(第九部)

第四十回
參議院商工委員會會議錄第二十號

昭和三十七年四月十二日(木曜日)

午前十時五十五分開會

出席者は左の通り。

常介君
武藤
委員長
理事

13

卷之三

○委員長(武藤常介君) これより商工
委員会を開会いたします。

本田は、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振

興事業団法案、鉱山保安法の一部を改正する法律案、海外経済協力基金法の

一部を改正する法律案 以上四案の審査を行ないます。

○委員長(武藤常介君) それでは、ま
ず、「農業合理化審査官」一部

を改正する法律案を議題とし、政府委員より内容の説明と聽取り、二二三。

○政府委員(今井謙吉)　法律案の趣旨

（政府委員会が付加） 法律案の要綱につきまして簡単に補足説明をさしておきます。

第一は、石炭鉱業合理化事業団の業

種いわゆる薬剤を加えるなどしておるのであります。

第一はこのたび石炭鉱山整理促進交付金という制度を設けまして、従来

の買収はがねとして山を鋸業株を抹消してその整理を促進する交付金

という制度を設けまして、そういう業務を一つつけ加えたわけであります。

第九部 商工委員會會議錄第二十號

昭和三十七年四月十一日

【輪盤圖】

1

度をこしらえまして山の整理を促進いたします。

それからその次に、大きな五といったしまして、近代化資金の貸付の相手方に特定船調整公団をつけ加えました。それは、このたび専用船の建造を促進しようという目的で、三十七年度は三

隻を予定いたしておりますが、これを
石炭合理化事業団から特定船舶整備公
団をスルーして相手方に貸し付けよ

う、こういう考え方でござります、この点は、現在特定船舶整備公団がやはり船舶のスクランプ・アンド・ビルト、同様に、未着手の貿易を

という関係で、本来自分の手元に金部から金を借りて参りまして資金の貸付をやつておるわけでございますが、その金の返済を合理化するため

本邦の整備公団の資金は合理化事業団から参ります近代化資金とあわせまして、専用船の建造を行なわせよう、こら、う制度を今度考定つけであります

それからその次の第六は、債務保証制度を整備されたわけです。そのため相手方に整備公団をつけ加えたわけであります。

の弁済は、これは従来から石灰鉱業の整備のために保証基金制度というものございまして、これは、これに対し

ましては弁済額に対し五〇%の保証

るという点であります。

たように、退職金の金融、それから鉱害に関する資金の金融、こういうものに直接事業団から貸付の制度を開く。

これは三十七年度は現在は十五億といふ資金ワクになつております。

全体が連帶保証でもつて國鉄に対しましては延納措置を講じておりますが、大手以外の中小鉱業にありますては、いろいろ運賃の延納につきましては合理化事業団がこれを保証いたそうと、こういうわけでござります。

それからその次の2の点は、この法律が通りますまでの間、もう運賃延納につきましては一月一日からすでに実行に移っておりますので、それまでの間に山がつぶれたりいたしました、國鉄が損害を受けたといた場合には、事業団がその損害を負担しよう、こういう規定でござります。

それから最後には、有効期間の問題でございまして、法律の有効期間は、現在は昭和四十三年の三月三十一日といたことが第一でございます。これはこのたび六百二十万トンの新しい整備方式を考えておりまして、これに対しましては國庫の補助が一割、それからあとの二割は業界の納付金でもつて支当いたしたい、こういう考え方でございまして、その納付金の期限をさらに三年間延長するというために、四十六年三月三十一日まで延長する、こういうことになつております。しかしながら、あのほうに一・二、三とございましたが、これはそれをいろんな業務に応じまして、運賃延納の保証の関係は三十九年三月三十一日までということになつた。これは債務の保証を行なつたにやらないという考え方でござります。

それからその次の第二は、このたゞ金の新しい整理促進交付金その他整備資金の問題等、昭和四十年三月三十一日までにいたしたい。これはこのたびの改正等もやって参ったわけですが、これが、鉱山保安法の改正につきまして、これに基づきまして、その後省令の改正等もやって参ったわけですが、これが、鉱山保安法の改正につきまして、非常に簡単でございますが、御説明を終わらしていただきたい。

では、十一月から保安法に基いて設置されております中央鉱山保安議会、この中央鉱山保安協議会に諸団体をいたしまして、この中央鉱山保安協議会内に保安法改正委員会を設置いたしましたが、その保安法の改正委員会で、労使それぞれ三名並びに中立委員合わせまして九名の委員の方々に御参集をお願いいたしました。関係の経営者団体または労働組合から、七つの団体から改正の意見がござつておきました。その意見に基づいて、一月、二月、三ヵ月にわたりまして前後八回審議を重ねてきました。二月の二十日に中央保安協議会といたしまして、第一次の保安法の改正につきましての中間答申が出て参りました。この中間答申に基づいて、ただいまより御説明申し上げます六項目にわたりまして一部の改訂を行なうことにいたしたわけでござります。

す一端いたしまして、鉢山保安法あるいは省令の規定によりましてやりました処分は直ちにこの保安委員会に鉢業権者から通知を行なわせまして、そしてこの保安委員会で慎重に審議をなして、積極的な保安改善の策を講ずる、こういうことについたしたわけでござります。それが第一点でございます。

それから第二点は、いわゆる請負の問題でございまして、要綱いたしましては「鉢業権者の使用者人以外の者」、こうい規定をここではいたしておられます、が、いわゆる請負のことです。まず、従来、請負組夫によります災害は、いろいろ調査を重ねて参りましたが、種々問題点が多い、こういうことで明確に請負を使用した作業場につきまして届出を行なわせたいと思っております。届出は、この請負組夫を使用されることによりまして起ります保安のための措置、これを監督局長または監督部長に届けさせることにしたわけでございます。この届出を行なわせまして、現場の実態を把握し、また監督の強化に資する、それが一点でございます。

それから次に、その届出があつた場合におきまして、特に保安教育の問題あるいは保安管理の問題、保安管理の問題は人的な管理と、それから物的的な、たとえば保守機器等の管理等に分かれると思いますが、こういう教育の問題、保安管理の問題等につきまして、届けられた事項では、保安の確保が困難である、こういうことを考え方であります災害をなくしていく、こういう方

向に踏み切つていったわけでござります。これが第二番目の問題でございま

す。それから第三点は、法規違反行為に

対する事業の停止命令でござります。

現在鉱山保安法の中の事業の停止命令

といふのは、法の二十四条にございま

すが、今度新しくこれは挿入いたしま

したこの事業の停止命令は、いわゆる

制裁規定でございまして、鉱山保安

法、またはこれに基づきます省令に違

反した場合におきましては、特にその

態様が悪質なもの、あるいは反復いた

しまして違反をいたしておりますと、こう

いうものにつきましては、一年以内の

期間を定めまして鉱業の停止を命ずる

ことができる、こういうふうにいた

しまして、単に改善命令等だけでな

く、さらに一步進めまして、改善命令

にも従わない、こういう場合には鉱業

の停止を命じていく、こういう形を

とつたわけでございます。

次に、第四番でございますが、これ

は鉱山保安協議会、ただいま当初説明

しましたときに出で参りましたこの

鉱山保安協議会でございますが、これ

は中央と地方でございます。中央のほ

うは通産大臣の諮問機関になつており

ます。地方のほうは監督局長または監

督部長の諮問機関になつております

が、この鉱山保安協議会の運営は民主

的にし、かつ円滑な運営をしよう、こ

ういうことから、ただいま、たとえば

中央で申しますと、会長は通産大臣に

なつておりますけれども、これを改め

まして、協議会の中の学識経験者のう

ちから委員を選任して会長にするとい

うことが第一点でございます。

それから第二点といたしましては、

この協議会内に石炭部会、あるいは鉱

山部会等に部会を分けておきました

山滑な運営をはかつていこう、こうい

うことでございます。

それから次は第五番目といたしまし

て、罰則の強化でございます。現在の

罰則の強化をさらに二倍ないし三倍程

度に高めていく。これは現在ございま

す火薬類の取締法、あるいは職員衛生

法、この並みに罰則を強化いたしまし

て、法の嚴格な順守を促そう、こうい

う考えでございます。

最後の六番目でございますが、鉱業

による鉱業権の取り消し、これは先

ほど第三番目でございますが、鉱業

おると思います。経過は、また今回の開議決定をいたしましたまでの情勢の分析は、それぞれの立場によりましてあるいは表現の相違はあるらうかと思ひますが、大体同じようなことだらうと思ひます。

ところで、在來の石炭の合理化計画、これもやはり賃上げの率を一応予定しておることは御承知のとおりであります。合理化計画を進めていく場合におきまして、三・八%というものが毎年予定されていましたと思います。したがって、三・八%の範囲内であれば、得ない状況だらうと思います。しかし、昨年以来、昨年の賃上げの率、また今回の一月にさかのぼって支給された賃金の率、これはいずれも大幅に合理化計画で予定した三・八%を上回っております。そういうことを考えてみると、経営者側が難色を示しておることは私はある程度わからぬではない感がいたすのをございます。もちろん、今日あつせんの労をとられ、そしてその具体的案が提示されておる際でござりますから、それについて譲否を私などがとやかく申す筋ではございませんが、今日新聞において、経営者側が難色を示しておるその経緯は、たゞまのように考えてみるとこれがわからぬでもないといふ感じが実はいたしておりますのでございます。しかし、いたしましても、これは労使双方で話をつけることだらうと思いますので、その結果を待つて私どもはそれに対する対策などを講ずる、これがまあ行政官庁のあり方ではないか、かようて考えております。

○吉田法晴君　開議決定の精神について、私は通産大臣としての御答弁あるいは解釈があるかと思つたら、どうも少し閣議決定の説明とは違うような御答弁があつて、大へん殘念であります。この五千五百万トン千二百円下げ云々の点は、先ほど石炭局長も答弁されました、そういう言葉が開議決定の中にももちろんございます。ございますから、それを全面的に私ども否定するわけではございません。しかし、この閣議決定を貫いておるものについては、これは経営者もこれより以上の人員整理というものはなかなか容易でない、こういう事態になつております。それを基礎にして政府が雇用問題については責任を持つのだ。それから炭鉱労働者の雇用と生活の安定のために石炭政策についても審議会あるいは強力な委員会等を通じて最善の努力をするのだ。あるいは総合エネルギー対策を設けて、その中で石炭産業の安定的な地位を確保する。こういうのが私は閣議決定の中心的な精神だと思うんであります。

それから紛争は行なわない云々という点について、直接的には雇用の問題であるけれども、経済性を確保するためには全体についての休戦を希望するといふお話をされけれども、その点は、全体について云々という点は、閣議決定なりあるいは補足説明の中にはなかつたところです。私はここで強調するまでもございませんが、あとで質問に答えて、労働者側は紛争行為を行なわないという文句が、その対象関係はどうかという質問に答えて、ここでいら紛争行為は人員整理に関連するものに限定をされるとはつきり答えておる。したがつて、それより以上のことは、

これは大臣として言い過ぎだと思う。
少なくとも閣議決定の説明としては。
それから、もう一つ私がお尋ねをしておつたのは、賃金の問題は労使の問題だと、こう言われますが、中労委の決定を引用をして、「政府で石炭安定化対策が決定されている現状では、そのにない手となるべき炭鉱労働者の生活条件の維持向上も緊急時なので、關係当局の支援を得ながらあつせん案を受講することを強く期待する。」こういう言葉がござります。そうすると、通産大臣よりも私は中労委会長は正確な理解をされておると思いますけれども、石炭安定化対策を実行する上においては、そのにない手となるべき炭鉱労働者の生活条件の維持向上も緊急時である。そのあつせん案の実施についても、關係当局の支援が必要だらからといふことで、これはいわばそのあつせん案あるいは中労委のあれからいたしまして、直接的にはないかもしれませんけれども、現実的に安定化対策を決定され、そのにない手となるべき炭鉱労働者の生活条件の維持向上のために、この程度のことはしなければならないのではないか、こういう意味で提案をされると、いろいろ話はこれはむしろ過かれておるのでありますから、通産大臣がいわば資本的なといいますか、三・八%を予定されておるからそれを上回るのはどうかと言われたり、それから資本家が難色を示しておるのはわかると、こういふ話はこれはむしろ過かれておつたのは、通産大臣の責任であり、それをいわば反駁するような議論がなさ

れるのははなはだ心外でもあるし、私は、政府を代表した通産大臣——これはほかに大臣が出ておられませんから、通産大臣を相手にする以外にないのですから、通産大臣に物を申すわけですが、安定化方策を推進をするときには、ない手となるべき炭鉱労働者の生活条件の維持向上にこの程度の貧困値上げはやむを得ないのじやないか、こういう判断で出された案、それに対して「関係当局」というのですから、おそらくこれは政府が大部分でしょう。「関係当局の支援を得ながらあつせん案を受諾することを強く期待する。」といふ中労委の態度に対しても、政府としてははどういう立合に考えるか。まさかノーとは言われまい。先ほどの答弁を繰り返えされるとは思いますが、前の答弁を訂正をして、政府の当然のひとつ答弁を願いたい。

○國務大臣(佐藤禪作君) これは今、吉田さんから重ねてお尋ねでございましたが、私は吉田さんとおしまして交渉を持ちましたが、この閣議決定の中で、雇用について政府が責任を持つ、こういう話がお話を際にもございました。私は、政府が責任を持つといふそういう表現は当たりませんとおしまして申し上げた次第でございます。だから、少なくとも政府が雇用について全責任を負うのだ、この建前で御主張になりますと、閣議決定の読み方がすっかり変わります。この閣議決定の第四にはどういう書き方はいたしてございません。雇用の安定をはかるため新たにこれこれをいたしまして、雇用の安定を一そく強化するため次の措置を講ずる、こういふことでございます。いわゆるしばしば誤解を受けることでござりますが、組合の方々に対してその言葉を云

をするわけじゃありませんが、この点は趣旨を明確にしておかないと誤解を受ける、かように思いますので、これはひとつ御了承をいただいて、この閣議決定そのままひとつお読みいただきたいと思います。

それからまた第一の、当面の措置につきまして、これは御指摘のとおり、またそれから後にも確認されておりましたとおり、また先ほど私が発言いたしましたとおり、この趣旨は、ここに書いてありますものは、雇用に関する労働者側と経営者側とが休戦するという考え方でござります。それはもう何度も確認して差しつかえございません。ただこの条項が入るその状況のもとで、いかが、経過のもとにおきましては、どこまでも組合側も話し合いによつて話を片づけていく、こういうことであって、それは基本線として石炭政策の合理化計画はこれはやむを得ない、しかしながら今までのように非常な強い、また急速な処置で進められることは困るということ、とにかく今炭鉱事業が置かれている状態については十分の理解を持たれておる、また私どももまた経営者側もとにかく組合の方々に対する離職等の処置についてそれが気の毒だ、またそういう点で工夫の余地があるかどうか、また一般の納得がいくようなことになるかどうか、いわゆる経営者側あるいは政府側だけが合理化の方針を遂行するという強い態度では必ずしも納得がいかないだろう、こういう意味からこの調査会が設置されておる、こういう状況でござります。

れるようになりますが、たゞ吉田さんの言われたとおり、労使双方の考え方、また中労委は自分の権限、自分の信ずることを進めてくれる、こう言われることを、私は中労委としてどうかと思う。中労委は特別な考慮のもとに扱われるところを裁定されるのがかかるべきだらうと、私はさように思います。これがあつせん案のしかるべきゆえんであって、それが特別な考慮のもとに扱われるといふことはどうも私はこれはやや納得がいきかねる、だから先ほど大へん私とすれば遠慮した表現をしたわけです。中労委が在来の合理化計画で示しておる三・八%をあつせんの原案としてお話をなさるなら、これは非常に話はよくわかりますけれども、昨年も非常に高いところであります。ことしもまたそれを上回っている、こうなりますと、経営者側にいろいろの御議論があるのはこれはわからぬいわけじやない、こういうことを実は申し上げておるのでござります。問題は大へん労使双方の関係であれだけ激化した問題でござります。したがいましてそれぞれの説明の仕方があらうかと思います。だからそれぞれの立場において、やや表現の仕方の相違はございましても、趣旨は私の申しているところと別に変わりはない、かように私は思うのであります。先ほどの答弁を重ねて申し上げるのも、さような意味合いでござります。

者の生活条件の維持、向上を緊急に解決しなければならない。そういう意味で賃金問題を扱われ、そしてその実施のために関係当局の支援を得て、おそらく協議をなされるでしょうが、協議を得て、支援を得て、あつせん案の受諾をさせることを望むと、こういう表現に対し、政府としてはどういう態度をおとりになるかということをお尋ねしたのですが、いわば従来の合理化計画の中での三・八〇云々の説明は要らぬです。説明じゃなくて、政府の態度をお尋ねしているのです。そしてそれについて中労委の委の判断が妥当であるかどうかといつたような判断を非常に内輪にしておられるようですが、それは私は信じないかと思う。石炭政策あるいは中労委の言うところによると安定化対策を決定をした。それを実施していく上からいえば、これどどするか、労働者の生活安定もはからなければならぬ、あるべきである。生活条件の向上もはからなければならぬ。それについて結論が出た。あなたたは全然中労委の結論について責任がないのかのように言われますけれども、中労委は、これは労働省ですが、政府で委員を委嘱している。その政府が委員を委嘱いたしました中労委がその立場において問題を考え、あるいは双方の事情を聞き、それから石炭の実態も考え、あるいは安定化方策と申しますか、石炭対策についての閣議決定も十分腹に入れながら、こういう解決方法以外にはなからうということでおされた案でござります。それについてとかくの批判をすることよりも、問題を解決するためにどうしなければならないか、あるいは表明された当局の支援云々についてどどされる、これは

これから問題はなうか、同時解決すべきであつたという希望は、私どもも持つてゐる、持つておひまつたけれども、解決しなかつた。そこでいろいろな方法等が言わわれている。それは時間はズレましたけれども、中労委あつせんといふことになつた。そうすると、中労委のあつせんによつてすみやかに解決すべきだといふのが、通産大臣としても当然の私は立場でなければならぬと思う。いかがでしようか。

○吉田法晴君 今の答弁は大体まとめてあります。しかし……。石炭政策を決定をするときにも、実は賃金の問題について片づけたかった、それが紛争になることを望まなかつたという点は、これははづかれる。しかし当時において同時解決を望むという気持があつたなら片づくことでも、そのとき労使の間ですぐ片づくことは思われないから、中労委のあつせんで云々という点もやはり考え方られて、政府としても考えられた。中労委のあつせんが出たら、すみやかに中労委の委のあつせんで解決するようになれば、こんなふうな問題はなかつたわけです。まあ途中で要らぬことを言われましたのが……。

それでは、中労委のあつせんですみやかに炭鉱の賃金問題も片づくことを期待すると、こういうことでよろしくうござりますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 問題でございません。

○吉田法晴君 それでは答弁の中にございました、閣議決定によつて石炭対策を通じて雇用に責任を持つよるに至つたわけではないと、こういうお話をなされたわけですね。なるほど直接的な責任は、これは政府雇用じゃないのですから、そういう形での責任を持つたとは私も言つてゐるわけではございませんが、閣議決定の中に、通産大臣も、それから石炭局長も認められたように、「権威ある調査團を編成し、これに対して石炭鉱業の近代化、合理化および雇用の実状調査を要請し」、まあこれは委嘱したことだと思うのですが、「要請したこと」今後の政策について答申を求め、これを尊重する。これを閣議決定として

と、雇用に關して——雇用だけではなくとする
ざいませんが、雇用を中心にして、それ
から近代化、合理化、雇用の実態等につ
いて答申を早急に求めて、その答申に基づ
く措置につき政府の決定があるまでは、
新規の人員整理を行なわないとございま
すが、労働者側は、新規の人員整理を行
なわぬ、労働者側は、首切りがな
いから、人員整理に関する紛争行為を行
なわないところでございますが、これは當
然のことだと理解するのであります。
四月五日以降權威ある調査団の答申によ
り、その答申に基づく措置についての
政府の閣議決定があるまでは、これには行
なわないことといたしますが、これは當
然のことだと理解するのであります。
が、閣議決定があるまでは新規の人員
整理は労働者の承諾なしには一方的
には行なわない。期間が一応限つてあ
りますが、従来のよくな合理化を名目
にして一方的な解雇は行なわしめない、
こういうように閣議決定で制限をさ
れておる。そうすると、政府の責任にお
いて一方的な解雇は行なわしめない
と、これは解すべきであらうと思うので
ですが、どうですか。閣議決定、そ
してその調査あるいは調査に基づく政府
の決定が行なわれるまでは解雇は行な
われない。ということは、政府からい
えば、行なわしめないということ。閣
議決定によって一方的な解雇は制限をさ
されたと、こう解するのは当然だと申
うのです。

ことは。ことに紛争行為というようなことがありますと、政府はそういう事柄を、本来の問題を制限するわけに参りません。また雇用の関係におきましても、経営者側に対し行政的指導は可能にしても、それを行なわないと、そういう確約のできるものではございません。これは当時關係された方々もすべて御了承のこととございますが、同時にこの方針を閣議決定をする。労使双方はこれによつて協約をするだらう、そういうことを実は期待しておるものでございまして、協約の内容によつて、ただいま吉田さんが御指摘の点が明確になる。政府が協約ができるござります。そういうものでございまして、それはもう在来から行政官庁としは、それを確認するといふことは当然でございます。そういうものでございまして、関与し得ることと、関与し得ないことがございます。これはもう在来から行政官庁としは、御自由でござりますが、この点は先ほど申し上げたとおり、政府が全責任を持つておる、こういうものではございません。

○吉田法晴君 権威ある調査団の答申

と、答申に基づく措置について政府の

決定があるまで、一方的な人員整理、

新たな人員整理が行なわれないよう

に、政府が責任を持つて、答申に基づく

措置について閣議決定をし、その後の

「石炭鉱業の合理化に伴う整備計画(人

員整理及び閉山計画)」とあります。石

炭鉱業の第二会社化、租鉱権の設定、

請負等についても政府が監督を強化す

る。それから炭鉱労働者の安定職場へ

おいて審議検討する」とあります。石

炭鉱業に協力を持つて、從來以上政府が

の転換雇用について、從来以上政府が

あります。從来の合理化は、炭鉱経営

者の責任においてやつてきた、あるい

は、あるいは政府関係機関や特定の成

長産業に協力を要請するというのも、

長産業に協力を要請するというのも、

第九部 商工委員会議録第二十号 昭和二十七年四月十一日 [參議院]

はおやりなさいということだった。政

府はその資金、あるいはその他の援助

をして、出てきた失業者について、經

營者と労働者の自由意思に基づいて就

職するよりにあつせん援助をするとい

う原則から、あるいは建前から、炭鉱

及びその雇用を裏づける総合エーネル

ギー対策の確立について、なおやむを

得ず出てくる閉山とともに、これに伴

う人員整理の計画及びこれによる被整

理人員の雇用、再就職についても、政

府が直接であるか間接であるかはとに

かくとして、責任を持つといふことに

なると解すべきでないかと思うのです

が、その辺はどうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 責任といひ

言葉をどういふてお使いになるか

は御自由でござりますが、この点は先

ほど申し上げたとおり、政府が全責任

を持つておる、こういうものではござ

いません。

○吉田法晴君 全責任を持つておる

ことではないが、炭鉱労働者の生

活と雇用の安定について最善の努力を

し、生活安定と、転換職場のない合理

化とならないよう、強力に指導をすると

に、政府が責任を持つて、答申に基づく

措置について閣議決定をし、その後の

「石炭鉱業の合理化に伴う整備計画(人

員整理及び閉山計画)」とあります。石

炭鉱業の第二会社化、租鉱権の設定、

請負等についても政府が監督を強化す

る。それから炭鉱労働者の安定職場へ

おいて審議検討する」とあります。石

炭鉱業に協力を持つて、從来以上政府が

あります。從来の合理化は、炭鉱経営

者の責任においてやつてきた、あるい

は、あるいは政府関係機関や特定の成

長産業に協力を要請するというのも、

長産業に協力を要請するというのも、

第九部 商工委員会議録第二十号 昭和二十七年四月十一日 [參議院]

はおやりなさいということだった。政

府はその資金、あるいはその他の援助

をして、出てきた失業者について、經

營者と労働者の自由意思に基づいて就

職するよりにあつせん援助をするとい

う原則から、あるいは建前から、炭鉱

及びその雇用を裏づける総合エーネル

ギー対策の確立について、なおやむを

得ず出てくる閉山とともに、これに伴

う人員整理の計画及びこれによる被整

理人員の雇用、再就職についても、政

府が直接であるか間接であるかはとに

かくとして、責任を持つといふことに

なると解すべきでないかと思うのです

が、その辺はどうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 責任といひ

言葉をどういふてお使いになるか

は御自由でござりますが、この点は先

ほど申し上げたとおり、政府が全責任

を持つておる、こういうものではござ

いません。

○吉田法晴君 権威ある調査団の答申

と、答申に基づく措置について政府の

決定があるまで、一方的な人員整理、

新たな人員整理が行なわれないよう

に、政府が責任を持つて、答申に基づく

措置について閣議決定をし、その後の

「石炭鉱業の合理化に伴う整備計画(人

員整理及び閉山計画)」とあります。石

炭鉱業の第二会社化、租鉱権の設定、

請負等についても政府が監督を強化す

る。それから炭鉱労働者の安定職場へ

おいて審議検討する」とあります。石

炭鉱業に協力を持つて、從来以上政府が

あります。從来の合理化は、炭鉱経営

者の責任においてやつてきた、あるい

は、あるいは政府関係機関や特定の成

長産業に協力を要請するというのも、

長産業に協力を要請するというのも、

第九部 商工委員会議録第二十号 昭和二十七年四月十一日 [參議院]

はおやりなさいということだった。政

府はその資金、あるいはその他の援助

をして、出てきた失業者について、經

營者と労働者の自由意思に基づいて就

職するよりにあつせん援助をするとい

う原則から、あるいは建前から、炭鉱

及びその雇用を裏づける総合エーネル

ギー対策の確立について、なおやむを

得ず出てくる閉山とともに、これに伴

う人員整理の計画及びこれによる被整

理人員の雇用、再就職についても、政

府が直接であるか間接であるかはとに

かくとして、責任を持つといふことに

なると解すべきでないかと思うのです

が、その辺はどうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 責任といひ

言葉をどういふてお使いになるか

は御自由でござりますが、この点は先

ほど申し上げたとおり、政府が全責任

を持つておる、こういうものではござ

いません。

○吉田法晴君 権威ある調査団の答申

と、答申に基づく措置について政府の

決定があるまで、一方的な人員整理、

新たな人員整理が行なわれないよう

に、政府が責任を持つて、答申に基づく

措置について閣議決定をし、その後の

「石炭鉱業の合理化に伴う整備計画(人

員整理及び閉山計画)」とあります。石

炭鉱業の第二会社化、租鉱権の設定、

請負等についても政府が監督を強化す

る。それから炭鉱労働者の安定職場へ

おいて審議検討する」とあります。石

炭鉱業に協力を持つて、從来以上政府が

あります。從来の合理化は、炭鉱経営

者の責任においてやつてきた、あるい

は、あるいは政府関係機関や特定の成

長産業に協力を要請するというのも、

長産業に協力を要請するというのも、

第九部 商工委員会議録第二十号 昭和二十七年四月十一日 [參議院]

はおやりなさいということだった。政

府はその資金、あるいはその他の援助

をして、出てきた失業者について、經

營者と労働者の自由意思に基づいて就

職するよりにあつせん援助をするとい

う原則から、あるいは建前から、炭鉱

及びその雇用を裏づける総合エーネル

ギー対策の確立について、なおやむを

得ず出てくる閉山とともに、これに伴

う人員整理の計画及びこれによる被整

理人員の雇用、再就職についても、政

府が直接であるか間接であるかはとに

かくとして、責任を持つといふことに

なると解すべきでないかと思うのです

が、その辺はどうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 責任といひ

言葉をどういふてお使いになるか

は御自由でござりますが、この点は先

ほど申し上げたとおり、政府が全責任

を持つておる、こういうものではござ

いません。

○吉田法晴君 権威ある調査団の答申

と、答申に基づく措置について政府の

決定があるまで、一方的な人員整理、

新たな人員整理が行なわれないよう

に、政府が責任を持つて、答申に基づく

措置について閣議決定をし、その後の

「石炭鉱業の合理化に伴う整備計画(人

員整理及び閉山計画)」とあります。石

炭鉱業の第二会社化、租鉱権の設定、

請負等についても政府が監督を強化す

る。それから炭鉱労働者の安定職場へ

おいて審議検討する」とあります。石

炭鉱業に協力を持つて、從来以上政府が

あります。從来の合理化は、炭鉱経営

者の責任においてやつてきた、あるい

は、あるいは政府関係機関や特定の成

長産業に協力を要請するというのも、

長産業に協力を要請するというのも、

第九部 商工委員会議録第二十号 昭和二十七年四月十一日 [參議院]

はおやりなさいということだった。政

府はその資金、あるいはその他の援助

をして、出てきた失業者について、經

營者と労働者の自由意思に基づいて就

職するよりにあつせん援助をするとい

う原則から、あるいは建前から、炭鉱

及びその雇用を裏づける総合エーネル

ギー対策の確立について、なおやむを

得ず出てくる閉山とともに、これに伴

う人員整理の計画及びこれによる被整

理人員の雇用、再就職についても、政

府が直接であるか間接であるかはとに

かくとして、責任を持つといふことに

なると解すべきでないかと思うのです

が、その辺はどうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 責任といひ

言葉をどういふてお使いになるか

は御自由でござりますが、この点は先

ほど申し上げたとおり、政府が全責任

を持つておる、こういうものではござ

いません。

○吉田法晴君 権威ある調査団の答申

と、答申に基づく措置について政府の

決定があるまで、一方的な人員整理、

新たな人員整理が行なわれないよう

に、政府が責任を持つて、答申に基づく

措置について閣議決定をし、その後の

「石炭鉱業の合理化に伴う整備計画(人

員整理及び閉山計画)」とあります。石

炭鉱業の第二会社化、租鉱権の設定、

請負等についても政府が監督を強化す

る。それから炭鉱労働者の安定職場へ

おいて審議検討する」とあります。石

炭鉱業に協力を持つて、從来以上政府が

あります。從来の合理化は、炭鉱経営

者の責任においてやつてきた、あるい

は、あるいは政府関係機関や特定の成

長産業に協力を要請するというのも、

長産業に協力を要請するというのも、

第九部 商工委員会議録第二十号 昭和二十七年四月十一日 [參議院]

はおやりなさいということだった。政

府はその資金、あるいはその他の援助

をして、出てきた失業者について、經

營者と労働者の自由意思に基づいて就

職するよりにあつせん援助をするとい

う原則から、あるいは建前から、炭鉱

及びその雇用を裏づける総合エーネル

ギー対策の確立について、なおやむを

得ず出てくる閉山とともに、これに伴

う人員整理の計画及びこれによる被整

理人員の雇用、再就職についても、政

府が直接であるか間接であるかはとに

かくとして、責任を持つといふことに

なると解すべきでないかと思うのです

が、その辺はどうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 責任といひ

言葉をどういふてお使いになるか

○國務大臣(佐藤栄作君) 最初からそ
う聞いてくれれば、そう申し上げてお
ります。

（吉田宗義）大臣も憚がしいよ、ですから、それでは大臣に答弁を願うべきところのものを一応お尋ねをして大

は労働省が出ておれば労政局長になるかもしませんが、解雇、人員整理は労働者の自己の意思と都合による退職、それから労災等によつて労働能力を喪失をして法によつて補償を得て退職する者、それから病気によつて治療したが、健康を回復せずに労働能力の回復の見込みがないので退職する者、それから就業規則によつて当該炭鉱の労働者全体の利益のために解雇される。

臣についての質問を終わりたいと思ひます。総合エネルギー対策の樹立と、その中において石炭産業の安定的な地位を確保したい、こういう閣議決定なり、閣議決定の精神の説明がございました。それをどう具体化していくかとされるか。権威ある調査団云々といふ点もありますけれども、通産大臣としての御方針を承つておきたいと思いま

それからコストの切り下げを可能な場合の五千五百万吨の——まあ五千五百万吨という点は変わらないのだということですけれども、強化をしてといふことは、これは実質上の強化をして云々だらうと思うのですけれども、しかし、私はこれは実質上の強化をして云々だらうと思うのですけれども、しなり労働組合の了承を得て解雇する、こういうことだらうと思うのであります。ですが、そういうものを除いてはこの答申が闇議決定をするまであるいはその後においても答申を実施する、あるいはこれが鉱業審議会の答申を待つて実施するなど、そういうものであります。この答申が闇議決定をするまでの間の五千五百万吨の出炭規模の拡大がなされる。こういう点はこれに含まれているのではないかと思われるのですが、このコスト切り下げの可能な場合の五千五百万吨の出炭規模の拡大の方に向、それからこのコストの切り下げを可能にする場合云々とあります。が、過去においてこの切り下げ合理化をやつてきたが、これを妨げる要件、過去においては、国鉄運賃等については運賃の値上げの分のたな上昇云々の措置が

今後こういふ政府の施策によつてコトが上がるような傾向が出て参りました場合、その要素について同様の対策をとられるのか、おそらくそんじうのも含むだらうと思うのであります。それが、こういうコスト切り下げの努力を防げる要因について、これは一切行なわないといふことなんですか。それとも起つてきた場合に、どういう対策の仕方をされるかという点をお尋ねを聞いておきたいと思うのであります。あるいは石炭局長なり何なりでいいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) 御承知のように、ただいま通産省に産業構造調査部会といふものがござりますが、その中にエネルギー部会といふもののがござります。このエネルギー部会をひとつ強力なものに改組する、こういう考え方でござります。で、それは直ちに立法措置を必要とするといふところまで踏み切つておるわけではございません。将来の問題といたしまして、さらには立法措置を必要とする、こういう結論を得ればもちろん立法措置することをいなむといふ考えはございません。さしあたつて産業構造調査会のエネルギー部会、そこで総合エネルギー対策を審議する機構を強化する。こういう考え方でございます。これはいろいろ議論がございまして、私自身も、総合エネルギー対策から見れば、内閣において総理大臣が直接任命する、そういう形が望ましくはないかと実は考えたのでございます。ところがエネルギー部門は全部通産省所管、原子力はなるほど通産省所管ではございませんけれども、原子力発電となりますと、これは通産省所管でございます。そういうことを考えますと、通産省に関係

するものばかりのようになります。それで、産業構造調査会、それの中で資源エネルギー対策をする部会を強化される、これで十分まかなえるのじゃなか、かのように実は考えておる次第でござります。

第二の点、千二百円下げの実施をばむよろな事態が起きたらどうすれば運賃しかりということを言ってなれます。が、これはいろいろ実情等をよく考えて対策を研究しないと、今まで定したものから変わったから、直ちにこの千二百円下げを再検討するといふことでは、やや事態に合わないのじやないかと思います。たとえば昨年の金引き上げについても、これは予定期にたより以上のもの、今回もまた予定期にたより以上のもので、これは直ちに千二百円下げに影響があることは当然でございますが、これを他のほうで吸収できるが可能かどうか。そういうところに研究の余地があるわけございまして、賃金が上がったから直ちに千二百円下げは変更だと、こういうわけには実はできない。また鉄道運賃にいたしましても、ただいま延納措置をとつておりますが、それも引き上げ分全額ではないと思います。あれはたしか、二分の一だと思ひます。ですからあるいは坑木代が上がったとか、電気料金が上がったとか、それを一つ一つ取り上げてどうこうすることは、いわゆる合理的経済性を持たずといふ観点に立ちますと、万全の方法ではないと思います。しかし非常に事情が変わってきたときに、それを全部否認して、そうして何でもかでも千二百円下げにするといふ、そういう極端なことも、これは事態には合わないだろう、かように思ひますので、そういう意味で十分分情勢

を認識して、しかる上で対策を立てます。今回もすでに三十七年に入っておりませんが、近くこれなどは、石炭鉱業審議会で結論を得て、かかる上に画、こういうものはまだ具体化いたしませんが、近くこれなどは、三百円下げる三十七年度計画あるいは三十八年度計画で答申を得た上で政府の態度をきめる、いろいろ考え方でござります。政府の一存で独断で決めるということではなくしに、情勢判断に誤りのないようにしておられますから、いわゆる千二百円下げる三十七年度計画であることは、ございませんが、近々これなどは、五百五百万トンの中にあるとか外にあるとか、いろんなこまかの議論がございまますが、大まかに申しまして、だんだんと輸入炭にかえ得る国内の原料炭ということを考えますと、これはできるだけ、一千万吨以上も外国から入っておる原料炭に国内炭をもつて置きかえるという、これはまあ積極的な政策で、そこに意義があると思いますので、特に開発計画として上せたわけでございます。しかしこれは、吉田さんのほうが専門だから、御承知のとおりに一般燃料炭等につきましては、政府がいろいろ施策をいたしましても、なかなかこれは伸びないでありますように、むしろ減少の危険すらある、かよう思います。そういたしますと、原燃料炭はふえたが、片方で燃料炭等で後退いたしますと、なかなか五千五百万吨の目標を確保することも非常に困難だ、いろいろなことも一部心配されるのでございますが、問題はこの数量にとらわれることなく、電給の関係が円滑に推移する、そのためには石炭が合理的な経済性のある炭になること、こういふように実は考えまして、原料炭は

外貨の支払い等の関係もござりますから、そういう意味ではやや一般炭とは趣を異にする、こういう意味で積極的に開発計画を持つたのだ、かよう御了承をいただきたいと存する次第でご

と申しますと、五千五百万トンといふ
数字を唯一最高のものにしてただいま
まで説明して参りましたが、これは數
字そのものにこだわる筋ぢやなくて、
石炭の合理的經濟性ということが主體
なんぢ、これが、その合理内蔵性が

他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ三案の質疑はきよ
うはこの程度にとどめます。

きか、特にこの法律ができましたのは昭和三十五年で、そのときにはまだヨーロッパ共同市場というものが今日ほど注目すべきものでなかつたといふことが大前提として重要じゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

て参らなければなりませんし、日本の経済もその中にどういう位置づけをもつて進むかというようなことも十分考えてやらなければならぬと思います。がしかし、そういう大きな問題を考えて参り

○吉田法晴君 五千五百万トンのワクに必ずしも拘泥するわけではない、五千五百万トンはこすように、需要の確保等に努力をして安定産業たらしめたいという過去の答弁と、今答弁は、少しニユアンスが違うようです。まあしかし、これらの問題については、別の機会にいたしましょう。じゃ、その辺の、あるいは重油との関係について、あと機会にいたしますが、もう一点だけお尋ねをしておきますが、今後石炭対策を開議決定に従つて調査を委嘱され、それから早急にその結論を待つて閣議決定をする云々、それから、年次計画については、石炭鉱業審議会の答申を待つて実施する、こういうことになりますと、その間に雇用問題、あるいは人員の問題等が出て参りましよう。その結論が出てさらに争うということになりますと、私どもの考えた炭鉱労働者の雇用安定に関する法律のように、その中にもございますが、労働者の代表を委員会の中に入れて、とにかくそれが出てきたあとで争いをやるということではないよろしく、構想をする必要があるのではないかと、こういうふうに考えますが、それらの点についてはどういう工合に考えておりまさか。

されば五千五百万トンにこだわることと
はないんだ、こういうふうに、在来の
説明とやや重点といいますか、五千五
百万トンにとらわれているのはことな
んだといふことをつけ加えたつもりで
あります。したがいまして、ただいま
の石炭の情勢、趨勢等から見まして、
私は五千五百万トンという数字を合理
的経済性があるもの、かようにも漠然と
考へると、それはなかなか困難な目標
じゃないか、かように一つは思つてお
るわけでござります。

それから第二の問題、御承知のよう
に当面の措置として作ります調査団、
これは中立的なものがよろしい、こう
いうことで、これには労使双方入つて
おらない。これは通産、大蔵、労働の
三者の関係官並びに中立委員をもつて
エネルギー懇談会等の方に委嘱をして
これを出すわけであります。しかし、
後の、今お話しになります四の一です
か、石炭鉱業審議会ですね、このほう
には今いわれるよう組合の方も入つ
ておられる、かように私は理解して
おります。御了承願いたいと思ひます
す。

午後一時四十九分開会
○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を再開いたします。
まず、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。
○中田吉雄君 私はたまに議題になりました海外経済協力基金法の改正案に入ります前に、少し総括的なことを若干お尋ねしたいと思う次第であります。
まず第一に、国際経済の、あるいは世界経済の構造変化ということからみるべん基金法というものを本格的な検討をして、そのはつきりした位置づけをやって出発すべきじゃないか、今回出ていますような二つの点の改正についても私たちも賛成するのですが、もつと本格的な世界経済の構造変化、こういう問題において本法がどうい位置づけをさるべきかという点を検討すべきじゃないか。と言いますのは、一九五八年のローマ条約から発足しましたE E C、その後アジア、極東地域あるいは中南米地域、南アフリカ共同市場あるいは東欧地域のコメコンあるいは共産圏といふような共同市場化といいますか、そういう大きな世界経済の構造変化の中では、一体わが国はどうすべきか、その中で海外経済協力基金法はどう位置づけすべきか、どうあるべきか、

うに、世界の経済が大きな角度でもつて變わりつつあるということは、中田委員の御指摘のとおりでございまして、特にE.C.は本年から第二段階に入りまして、農業関係の調整に入つたといふようなことで、E.C.の持つております基礎といふものが固まつてあるといふような状態でございますし、その他南米におきましてもひとつの地域経済の協力といふようなことが実行なわれる、あるいはおそらく将来来るアメリカにおいても同じような関係が出来てくると思ひますのであります。そういうものを考えて、これからは国際経済に臨んでいかなければならぬことはむろんだと思います。が、同時に反面低開発国とそれから先進国との間の經濟関係の問題がございまして、これはガット等におきまして、明らかにわゆる低開発国の数がふえて、独立をしてきたものでありますから、數が多くなってきておる。それらの經濟を確立して参ります上においても、先進国と低開発国との間に關稅の問題といふようなのが、昨年暮れにガットに行きましたときにも新たな問題として提起されておるところでございまして、ある意味からいと、ガットの曲がり角に来たと事務総長なども、私の出ましたある宴会の席上で言つておつたむけげであります。そういうふうに一つの大きな世界経済が新しい転機に立つておるということは、われわれ当然考へ

してはあれでありますけれども、現状の少なくとも実情から見ましても、日本が東南アジアを初め低開発国と協力して参ります態勢を、一日もゆるがせにしないで参るわけに参りませんし、世界界の状況から見ましても、御承知のとおりOECDの中にDACという委員会ができまして、低開発国に対する開発援助をやろう、こうしたことが一つの方針として定められております。したがつてそういう見地から考えてみまして、現在あります海外経済協力基金そのものを現実においてはできるだけ有効に活用しながら、そした大きな問題を将来考えていくことが必要でございますので、この経済協力基金といらものをこの時期においてはやはり一応実情に即するように運営をし、能率を上げ、効果を上げるようにしていくことが必要だと、こう思いまして今回の基金法の一部を改正する法律案を提案したわけでござります。

ついてはどういう工合に考えておりますか。

○委員長(武藤常介君) 速記をとめ
て。 しょう。

場あるいは東欧地域のコメコンあるいは共産圏といふような共同市場化といいますか、そういう大きな世界経済の構造変化の中で、一体わが国はどうすべきか、その中で海外経済協力基金金法はどう位置づけすべきか、どうあるべき

ある意味からいと、ガットの曲がり角に来たと事務総長なども、私の出でたある宴会の席上で言つておつたわけでもあります。そういうふうに一つの大きな世界経済が新しい転機に立つておるということは、われわれ当然考へ

中で、わが国がどうあるべきか、何をすべきかということだが、やはり問題になつたやに新聞紙上で伝え聞いておなじみの分析をやっていただく、していいからくことが、特に、これはまだはつきり

第九部 商工委員會會議錄第二十號

りと、さだかでない点もありますから、まあ差し迫った問題から解決して新開拓に出ている記事を散見しても、さまざまある半のごとく、ECCの巨人的な何におそれをなし、孤立感にかられてなすところを知らぬということでは、これは困ると思うわけで、私はほんとうならやはり海外経済協力基金法というものは、日本が世界経済の動きつつある中で何をなし、この基金法にどういう役割りを貢献せるか、それが一つと、そしてECCとは全然もう比重が違つてきているということを検討していただきたかったのですが、そういうこととの希望を申し上げて、そこで私は今回の、主として東南アジア地域を対象にします本法適用地域におきまして、いろいろ調べて見まして、予想外のこととの希望を申し上げて、そこで私が少ないと、たとえばインド、ペキスタンに対する円借款の一億三十六年の両国に対する債権国会議の工業化計画資金として一億ドルですか、そうして今回いただきました、間接的ではありますが、そういう経済協力になつて、それ以外ではないところで、あとは主として、賠償といふもの、賠償がある意味では形の変わつた、間接的ではあります、そういう経済協力になつて、それ以外ではないところで、私はそういう点は、このことから何を日本が学ぶべきか、中国市場にかわるものとして、いぶん東南アジア等を見ますと、一九六一年の対外経済援助四十六億八千万ドルに対してもア市場が言われながら、たつたこの程度のクレジットなり投資で、非常にわずかなんです。ところがこれをアメリカ等を見ますと、一九六一年の対外経済援助四十六億八千万ドルに対してもア市場が言われながら、たつたこの程度のクレジットなり投資で、非常にわずかなんです。

○國務大臣(藤山豊一郎君) お話を伺ふ。うに日本が対外経済協力をやります。において、資本蓄積が十分でなければできないことは当然であります。しかしがつて国内的にも私は資本蓄積といふことが相當にこの場合、必要なことであろうと考えておりますが、同時に国際的な貿易関係によつて日本の経済を拡大し、それによつて今お話をようやくな、日本の経済力を増し、それがおのずから蓄積となり、あるいは海外への再投資となるという方向に持つていかなければ日本としては拡大して参ればなりませんし、また海外経済協力も進んでいかないわけであります。したがつて東西貿易についても政府としても決してこれをないがしろにするわけではないわけでありまして、まあ数年前にソ連との通商協定を作りましたときは、私自身、初めて作つたわけであります。あの当時予想しておりますが、その後さらに私の時代に三年の長期契約をやつて改定しましたときには非常に伸びております。最近の状況から見れば、非常に伸びております。したがつて政府としてもソ連との貿易関係について、あるいは東欧諸国との貿易関係について、それぞれ通商関係を設定もして参りましたし、決してそれをしないがしろにしておるわけではないが、ただ問題は中共との関係になりますが、これも経済問題としては当然私どもは前向きの姿勢をもつて貿易を拡大していくといふ理解を持つて、政治的な基盤は違いましても、経済關係を十分過渡的にも確立していくといふことは望ましいことで、そういう方

違つて必ずしも一致しておりません。したがつてそういう地域におきます經濟協力といふものがすぐに、たとえばE E Cのことく、あるいは南米におきますことく行なわれるということは、これは考へられないと思ひます。がしかし、それではそういう經濟協力が全然できないかといえば、御承知のとおり三人委員会の報告にも、事務総長に出了しました報告にもござりますように、ある程度地域内の基礎的なつまり交通でありますとか、通信でありますとか、そういうもの、商業あるいは工業、經濟の基礎的な整備というものに対する協力態勢そのものができないわけではございません。またできることが必要だと思ひますが、過去におきます東南アジア地域、いわゆるエカフレ地域のつまり通信でありますとか、交通でありますとかいうものは、植民地通あるいは通信、電信、電話としても、通信の系統——域内を一つに便利な域内の共通に十分活用できるような実は本国につながるような交通である、あたエカフレの会議等に出まして、そそういう面からの協力をまず始めていくといふようなことは、私は非常に重要なことだと思います。まことに、た工カフレの会議等に出まして、そういう協力態勢を作ります場合に、日本を抜きにしてはなかなかそういう協力態勢はできにくいのだということが、それぞれの国の代表の私的な会談においても言われておるわけでございまして、そういう意味において日本がこれに前向きの態度でもつて接触しながら、そういう期待を実現していくことは必要だと思うのであります。ただ御承知のように、若干日本にも、戦後十六年たらましたけれども、何か日本

があまりに東南アジア地域の問題について積極的な発言をすれば、あるいは大東亜共栄圏の再建というような感覚で、それぞれの地域の方々が、もうなくなつてはいると思いますけれども、かりに受けければ若干そういう面において支障を来たすかも知れない。むしろ盛り上がりってきた態勢に日本が協力しながら進んでいくといふような考え方のほうが適當なんじやないかといふよろんな、若干の意識もござりますので、そういう面から、外から見られますと、幾らか消極的な面が現われるのじやないかと思ひますけれども、私としてはできるだけ積極的にやって参りたいと、こう思つております。

るという意味において、E E C が非常強力な一つの経済形態をとりながら、合理的に域内経済を統合し、整理して、力をもって参りますことは、E E C と日本の貿易関係においては、E E C の域外と申しますか、東南アジアとかアフリカとか南米とかなどと思ひます。ただ問題は、今御指摘になりましたとおり、E E C 自身でなくて、E E C の域外と申しますか、東南アジアとかアフリカとか南米とかといふところにおける日本とE E C の競争力、これが一つ問題になるわけでありまして、したがつて、それではE E C と接近することによって、その地域における競争力が何か調整できるかといふと、必ずしもそれは調整できるものだと思ひませんし、また、調整して両方の関係がそれらの地域で伸びるといふようなことになりますためには、もう少し日本の国内経済力というものを強めていかなければ、まだその段階になかなかいかぬ。したがつて、E E C との接近ということは、対E E C と日本との協力をいかに円滑にするかということの意味において接近が考へられるわけであります。域外においては、やはりE E C の勢力が強まって参りますから、したがつて、日本との競争も相当盛んになる。そこで近しながら、ある程度調整をとつておいては、やはりE E C の勢力が強められます。その場合には、E E C と日本としても考えなければならぬ点もあります。その場合には、E E C と日本との競争も相当盛んになる。そこでこれらにどう対処していくかといふことを日本としても考えなければならぬ点もあります。その場合には、E E C と日本との競争も相当盛んになる。そこで

場合が多いと思うので、それらの点に固めて、そうして EECとの競争力を深めていくというところに持つべきなればならぬと、こういうふうに考えております。

○中田吉雄君 その点が混同されて、EECと接近させねば問題解決への道が開かれる——EECのように、加盟六カ国は単一の市場になって、それに伴い企業規模が拡大化して、合理化して、国際競争力が強まっているのですから、私は今日本が一般にEECと接近すれば、この問題が解決するという——日本自体がそういう国際競争力を高めていく、自分の持つ経済の矛盾を克服せぬとなかなかこれはできないので、そこらの混同があると思うのですが、最近よく財界等で、日本、アメリカ、カナダあるいはオーストラリア、ニュージーランドを入れた太平洋共同地域、太平洋地域の経済統合といふことが言われますが、こういうことはいかがですか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 日本側の現状から申しまして、貿易関係についてカナダ、アメリカ、豪州、ニュージーランドを加えまして、太平洋地域の先進国と申しますか、あるいは日本と同じ程度の開発国との関係ですが、主としてこれらの関係といふものは、日本の輸入超過の関係にどちらかといえどなりがちであります。日本が相当に羊毛を買ひ、あるいは小麦を買ひ、綿花を買ひといふような原料品を相當買ひとうといふ、木材を買ひとうといふようなインスを改善著し、しかもこれらの国はあ

る程度経済的に先進国としての立場を持つておりますし、また蒙州は昨年は若干財政危機がございましたけれども、しかし、貿易関係における支払い等の困難な国だと予想するわけには参りませんし、そういう意味におきまして、これらの諸国とある程度の緊急関係を持って、日本の輸出貿易を伸ばし、そして輸入超過を防遏していくといふことは、これは必要なことであつて、その限りにおいて、特に蒙州でありますとか、カナダでありますとかが、かりに英本国がEECに入るといろいろな状態となりますれば、なお、さらにそれに反対しておりますようなカナダとか蒙州とかといふものの経済関係が相当大きく方向転換をしていかなければならぬわけであります。たゞそれを、何か太平洋貿易協定とかあるいは太平洋同盟とか、これら諸国と緊密な連絡をつけていきますことが必要不可欠のことだと考えております。ただそれを、何か太平洋貿易協定とかいうふうに考へましても必要で、いろいろな問題もございましょうが、しかし、そういう、それらの国との緊密な連絡を持っていきますと、いふことは、地理的に考えましても必要でございますし、そういうことを含めていきたい、そういうふうに考えております。

に希望を申し上げて、そして態勢はがやつていただきたいということを持
違つても、すぐ隣りの七億近い中国、
二億のソビエトといふものとの結びつきなしには、大量生産からくる国際競
争力を作るという面からいって、私は
めんどうじやないかと思うので、早急
にやはり日本の基本的態度を検討して
いただきたいということを御希望を申
し上げて前段を終わります。

その次に基金法に移りたいと思うの
ですが、この海外経済協力基金法の改
正は、ごく簡単な、第一に、理事の定
数を二名ふやす、第二番目に、貸付ま
たは貸資の際の要件をゆるめる、こう
いう二点であります、ごく簡単なこと
とで、最初の理事の増員ということと
は、基金の資本金が設立当初に比べま
して現在三倍にもなっているんですね
ら、これは事情やむを得ないとと思う次
第であります。ただ第二の貸出実施要
件の緩和には若干問題があるんじやな
いかと思うのです。といいますのは御
承知のよう、去る三十七国会におき
まして、基金法を当委員会が決議いた
しました際に、基金が投融資の選定を
誤らず、いやしくも放漫な經營に流れ
ることのないように指導すべきである
といふ趣旨の附帯決議がなされている
次第であります。もちろん今日まで政
府はこの趣旨に沿つて、基金の運用を
指導されたことと思いますが、現在出
されています「達成が確実である」と
いうのを「達成の見込みがある」とい
うように改められます改正案は、当委
員会の決議と真正面から対立するとい
ふうには少し言いすぎかもしませ
んが、相当の対立といいますか、ある
いはズレといいますか、そういうこと
があるんじゃないかと思うのですが、

本改正案の立案にあたつて政府は当委員会の決議を十分考慮されましたかといふ点と、もちろん考慮されたと思うのですが、あえてこういう改正をされなくてはならなかつた理由は一体どこにあるか。そういう点について一般的なお話を承りたい。

○中田吉雄君 貸出要件を厳格にしますと、基金の業務の範囲が非常に狭くなってしまうということでありますが、この基金の業務の独自性といいますか、基金と輸銀との分業関係について、基金法を審議いたしました際にも、非常に問題になつた点であります。

金の独自性をある程度保つて仕事をして行きますが、ためには、こういいう改正をいたさなければならぬと思うわけであります。したがいまして、今お話をようく業務の関係におきましても、輸銀と十分に連絡協調を保ちませんけれども、ある程度海

でも、その運用方針は一開發事業が適切な計画により確実に達成されることは、基金の債権保全のために必要であるばかりでなく、失敗により相手国の不信を招く、よくな逆効果に終わらせないためにも特に必要である。」と述べてゐるわけでありまして、当然だと思ふ

ておらず、人頭費を使って、そうしてこれを貸し付けをいたしていくことがありますから、十分な達成の見込みがありまして、それでそれが確実に償還されることは申しますであります。その点については、われわれとしても嚴重にひとつ

○國務大臣（藤山愛一郎君）　本案を提出する際にあたりまして、参議院の附帯決議の御趣旨は十分われわれた承しておりますし、またその趣旨が当然なことでありますし、あらゆる場合に守つていかなければならぬ根本原則だ

ます。その際に政府は輸銀でできないところを基金がやるので、基金の独立性はここにあるんだ、こういう答弁をされているようになりますが、実際に基金を運用した結果を見ますると、輸銀は非常に広範な権限を持つています。

外経済協力基金自体が独自の検討等をいたして参らなければ、お詫のようないきるのは輸銀でやつてしまつて、そうしてその他のものだけが来る、それを検討してみると、なかなか達成確実というような線ではむずかしいといふものがござります。」「うそでござります。

「達成が確実」という規定は絶対必要じゃないかと思うのですが、この点がやはり経済協力を大いに促進するということ、達成の確実ということが必要でないということとは通じないと思うのですが、これほどどうなんですか。

○中田吉雄君 基金法には、貸し出し
の要件につきましては見臣があります
監督もいたしますし、基金自体もその
点について十分な配慮をして、運営の
万歳感なきを期していきたい、こうい
うつもりで今回の案を出したわけでござ
ります。

う言葉自身は、非常に厳格でございまして、それ自身が、東南アジアあるいは南米等の國々において仕事をいたしております現状から申しますと、十分将来見込みがあるけれども、しかしながらすぐに確定であるといふような条件ということになると、相当運用上、何と申しますか、憶病になると申しますか、注意は十分いたしますものの、あまりにも厳格ではないかと思うのでございまして、海外経済協力という立場からいいますと、十分達成の見込みがあるということを基準にして、いやしくも資金が放漫に流れないよう検討していくと、いふことが実際運用面において必要だと思うのでございまして、御趣旨の点は十分基金の当局者にも申して、われわれも御趣旨のとおり国費を使うことでありますから監督をいたして参らなければなりません。今お話を金を活用する場合には、この程度の改正は必要じやないかと、こういうふうに考えます。

して、輸銀でできなきものは基金でもあるといふ。その結果が貸出要件をゆるめの改正案の提出になつたと思ふ。ですが、そこで政府にお尋ねしたいと思うのは、政府は貸出要件をゆるめることで、基金の業務範囲を拡張しよう、広げようとしていると思うのですが、逆に現在輸銀が持つてゐる仕事の一部を基金の業務範囲に繰り入れるという方向で基金の存在といふものを確立し、あるいは業務範囲を拡大するといふように考えることはできないか。たとえば現在輸銀は海外投資金融機関までやれるのですが、これこそ基金の業務範囲に移しちゃうというような点はいかがですか。

から、経済協力基金自体の立場からして、輸銭のほうの領分に食い入るとまでは申しませんけれども、業務の活動の範囲を円滑にして、そうして独自の立場でやれるように仕事を進めて行く必要があるんじゃないかというのがねらいの一つでござります。

○中田吉雄君 このいただきました「海外経済協力基金の業務概況」の「最近における内談状況」、こういうようなのを拝見いたしましても、貸出の要件をゆるめれば、基金に対して借り入れの申し込みがふえて、基金の業務量も拡大するということはあるでしようが、しかし単に形の上で基金の仕事がふえましても、それが必ずしも経済協力の実をあげることにはならぬ場合もありましょうし、友好関係を促進することにならぬ場合もあると思うわけであります。たとえば基金を海外の不健全な開発事業に投資して不成功になりましたり、あるいは利権屋の乗ずるところになつたりいたしますれば、かえつてわが国と開発諸国との親善関係を害するようなことにならぬとも限りません。ですからこの解説書を見まし

○國務大臣（藤山愛一郎君）お話しの
ように、つまり利権的な人の介在に
よつてこの経済協力基金の貸し付けが
ゆがめられるというようなことがあつ
たり、あるいはこの業務によりまして
相手国の感情と申しますか、あるいは
政府の方針に違つておるようなことを
いたすといふようなことは、これは當
然日本の海外経済協力基金そのものの
基本的な問題でございまして、いかな
る意味においても、そういうことは考
えられない、運営の中では考えてはな
らぬことだと、こう考えております。
ただそういうことを、基本的な問題は
別にいたしまして、業務の運営をいた
しております場合に、達成の見込みが
あるといふ状況でありますても、それ
が確実であるといふような、非常な嚴
格な形のもので制約されますと、先ほ
ど申し上げたような意味において、
基金自体の活動が何か非常な制約を受
けるような感じも運営の上において持
ちますと、かなり海外経済協力基金と
して相当十分な活動をいたしていかな
ければならぬ場合に、実績を上げ得な
いのではないかと思うのであります。

が、償還の方法、担保についての規定がないようあります。もちろん貸出要件と償還条件は密接に関連していると思うのであります。この改正によつて貸出要件をゆるめる場合には、償還条件にも何らかの変更があるのか、償還につきましては、現在の基金運用方針の中で、原則として償還期限は二年以内にするとか、現地通貨によるとか、現地通貨による返済は認めないとか、原則として物的担保を徴求するとかいうように幾つかの項目を定めておりますが、今回貸出要件を緩和するに伴つて償還条件はこれはどうしますか。そのほうはそのままですか、この点についてお答えいただきたい。

○政府委員(中野正一君) 私からお答えいたしますが、償還条件につきましては、法律には特別に書いてございませんが、先ほども御指摘のありましたように、業務方法書で償還期限、それから据え置きの期間、あるいは担保の問題を書いてございます。この点につきましては、今度貸し出しの条件を緩和するわけでございます。償還条件に

うなような、両方の意味合いからやつたらいいんじやないかというような意味合いの開設了解をとつた例がござります。それから、「基金の業務概況」のところに書いてござりますら、たとえば農林水産関係、今、現在十六件の中でも、五件のうち四件ほど漁業進出でございますね、これが例があがつておりますまして、いろいろやつておりますが、これなんかも事業の達成が確実だということにあんまり固執すると、なかなか金が貸しにくいといふうなよくな例じやないかと考えております。というのは、やはり漁業者でございまして、中小企業者が主体になつてゐるわけござりますね、そいつふうな関係で、なかなか——それから向こうの現地のいろいろな運用の関係等、非常に不確定な要素が多いわけでございまして、そういう点である程度貸し出せるような態勢に基金自身を持つておかない、なかなか業者のほうで、せつかく漁業進出なんかで中小企業者が組合なんか作つて進出しようとして、それなりに資金をもつておられる場合には相当長期にわたりまして、基金としての運営がござります。

○中田吉雄君 基金が昨年三月に発足しまして、三十六年度に投融資の承諾が行なわれましたのは、ただいま御説明がありました北スマトラ石油を始め、たつた三件ですか、そりして金額にして十五億に過ぎないのであります。もちろんこの種の問題は話がまとまりますまでに、かなりの時間を要することです、発足してから一年くらいのうちに、そろ多くを期待することは困難だと思いますが、そういう点を考慮しましても、あまりにも少ないの

じやないかと思うのですが、これは一ところに書いてござりますら、たとえば農林水産関係、今、現在十六件の中でも、五件のうち四件ほど漁業進出でござりますね、これが例があがつておりますまして、いろいろやつておりますが、これなんかも事業の達成が確実だということにあんまり固執すると、なかなか金が貸しにくいといふうなよくな例じやないかと考えております。というのは、やはり漁業者でございまして、中小企業者が主体になつてゐるわけござりますね、そいつふうな関係で、なかなか——それから向こうの現地のいろいろな運用の関係等、非常に不確定な要素が多いわけでございまして、そういう点である程度貸し出せるような態勢に基金自身を持つておかない、なかなか業者のほうで、せつかく漁業進出なんかで中小企業者が組合なんか作つて進出しようとして、それなりに資金をもつておられる場合には相当長期にわたりまして、基金としての運営がござります。

○中田吉雄君 そこで業務をふやすに、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に見ましても、むづかしい案件が多い、しかも相手国政府なり相手との交渉に、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に

○中田吉雄君 そこで業務をふやすに、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に見ましても、むづかしい案件が多い、しかも相手国政府なり相手との交渉に、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に

○中田吉雄君 そこで業務をふやすに、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に見ましても、むづかしい案件が多い、しかも相手国政府なり相手との交渉に、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に

○中田吉雄君 そこで業務をふやすに、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に見ましても、むづかしい案件が多い、しかも相手国政府なり相手との交渉に、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に

○中田吉雄君 そこで業務をふやすに、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に見ましても、むづかしい案件が多い、しかも相手国政府なり相手との交渉に、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に

○中田吉雄君 そこで業務をふやすに、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に見ましても、むづかしい案件が多い、しかも相手国政府なり相手との交渉に、相当これは時間がかかる問題でござります。したがいまして、基金の窓口に相談に来りましてから、融資の対象として決定するにふさわしい程度に

ちに変えられるというのは奇異な感がするのですが、これはそういう理事が

えますので、今回の改正をいたしましたわけでございます。

そして軍事援助とか經濟援助も、日本を初め、何といいますか、協力的な部

義というものが非常に言われた。独立をしたアジア、アフリカの国々で残つて

て、これだけではないわけです、日本からアジアの新しい国々、あるいは中

少なかつたから調査機能が十分でなくて、審査機能が十分でなくてダメだつたのか、そういうことでなしに、発足して半年ぐらいだから、こういうことなんですか、その点はいかがですか。

○中田吉雄君 中野局長からでいいのですが、四人にふえた理事はどういう分担でやられ、また、この種の機構に人材が十分集め得るかどうか。それから、現在の職員、一体何人くらいで

面に協力を求め、あるいは肩がわりを希望する。こういう態勢があつて、これとこの関係は、どうなるかといふ疑問を持つのです。どうですか。

アの問題のことときは、そのときに問題になつておる。あるいは西イリヤンも問題になつておる。日本からも沖縄の話等もしたわけであります。古い形の

近東、アフリカを含めて経済能力をしていく場合に大事な問題だと思うのですが、これについては、どういう工合にお考えですか。

○國務大臣（前山翼一郎君） 今まで御指摘のような点について、最も最初出発するときには、この種の基金でござりますから、できるだけ簡素な組織をもつて経費をかけないで出発したい、そうしてまた輸銀との関連においては、輸銀を活用していくといふような立場で、できるだけ簡素なる組織でいらっしゃないかということでお出発点はあつたと思います。しかし実際に運営してみますと、やはり相当なこれは海外協力基金としての検討を加えて参らなければならぬし、ことに先ほど調整局長が申しましたように、国外に対する

○政府委員(中野正一君) 今度理事四人になりました場合の分担でございま
すが、総務担当、それから営業担当、
それから涉外及び調査担当、これが三
人で専任の理事が、今言つた総務と営
業、それから調査及び涉外といふこと
になると思ひます。それから一人は、
輸銀の理事が見えておるわけでありま
す。これは輸銀から月給も全部出でお
る、これは輸銀との連絡調整というこ
とになると思ひます。

それから職員は、現在四十七名おり
たが、その点について。

のドル防衛と、この資金の活動とが直接につながっていることは、それは全然ございません。アメリカのドル防衛が乱世のものに対して、日本がある程度日本自身を防衛していきますと同時に、また、アメリカのドル自身の価値が混乱いたしますと……、及びアメリカ経済の混乱そのこと自体、日本経済に影響いたしますから、その意味において、ドル防衛に協力いたして参りまることは当然であります。しかし、この基金の活動とドル防衛とは直接の関係はございません。

見ておられる様な耳をもつてござれりませんが、からぬが、經濟協力その他の形でアメリカから、アメリカという名前があがつた部分もありますが、あがつてなかつたところもあります。新しい型の植民地主義は、これは防がなければならぬとの進出は防がなければならぬ、こういう話があつて、そしてバンドン十原則というものが確立されたのですが、これは平和五原則よりも、多少相互協力だけあります。これがアフリカの地域から新しい植民地主義を放逐しなければならぬ、そうして、アジア、アフリカの植民の暴力によって、それ

これは今日の非常に大きな世界の題目になつておりますことは御承知のとおりであります。したがつてD.A.C.等の委員会ができまして、日本もそのメンバーとして、低開発国の開発援助に協力するという一つの線が打ち立てられておるわけです。それは必ずしもアメリカのドル防衛と、また直接関係あらうとは私は考えておりませんがそこでバンドン会議のときのお話でござりますが、私も当時商工會議所の会頭をしておりまして、民間の一人として社会党の佐多さん曾祢さんと同行して一者にてレバ白川、あの湯面は長い

る、仕事に対する援助をいたすことでもありますから、海外の事情等も十分了承して参らなければならぬと同時に、

まして、これは日銀、それから関係の官庁方面、そのほか為替銀行等から相当優秀なスタッフが集まつておるとい

かもしだれぬけれども、経済協力をアメリカの肩がわり、できるだけはやってもらいたい云々という話と、それから、皆さうはまだお書きにならぬ

アーバリガの相互の協力によって、それが
その国の発展をはからなければなら
ぬ、相互協力をしていくかなければなら
ぬ、う強、堅気があることとは、二

一緒に手で手に沿って、あの場面に立
知しております。新しい帝国主義的な
問題が起ころつたのであるのだといふの
ときの論争は、セイヨウのコテラカラ

内地におきましてそれそれの関係等にいたり、やはり責任を持つた理事事が責任を持ちまして、そしてその運営をはかって参らなければならぬのであります。現状から申しますと、理事二人とところでございます。また将来は、や

うふうに聞いております。で、今後この理事の増員と、それから基金が今度御承知のように六十五億に資本金がふえますので、事業量が多くなりますから、本年度は職員もふやしたいと思いまして、今検討中でございます。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありませんか。

皆さんおもむろにやるがやうで、
ませんけれども、ガリオア、エロアに
しても、あるいはタイ特別円にして
も、それが賠償ということであろう
が、あるいは経済援助ということであ
ろうが、私は客觀的にはつながりがあ
るような気がしておるわけです。
ですから、そういう点から伺いたい

それはたしかあのとき代表で、何といら
のですか、主席代表ではないがおいで
になつたはずですね。だから御存じだ
と思うのですが、そういう問題が、こ
れはアジア、アフリカがこれから経済
協力をしよろといふとき、相当強いこ
とも御承知のとおりであります。した

首相と周恩来氏との間で相当——新しい形の帝国主義が単にアメリカとか自由主義陣営じゃなくて、ソ連の資本進出も同じような形なんだということのコテラワラ氏の主張があつて周恩来氏と相当激論のあつたことも私承知いたしておつたのでございま。海外経済

はりこの種の基礎的調査は、出発点のときにある程度輸銀に委託しようと、う考えございましたけれども、やはり基金自体がある程度スタッフを持つて、そしてやっていくといふこと、が、簡素化は必要でございますけれども、ある程度の基礎的充実はやはりしておかなければならぬというふうに考

○吉田法晴君 本法はすでにできて、法律案の改正ですけれども、海外経済協力、それから実質は経済協力であるけれども、経済協力という名前で、あるいは基金から出でないものもたくさんありますよ。それで、いろいろあるのですが、実は最近の池田・ケネディ会談から、アメリカのドル防衛、

のですが、それともう一つは、これは
経済援助というが、資本も投下する。
あるいは何といいますか、資本輸出の
面もあるわけです。そうしますと、こ
れはインドネシアの石油もあります
が、これはたしか高崎さんがおいでに
なったと思うのですけれども、バンド
ン会議の際には、新しい形の植民地主

がつて、平和五原則と申しますか、あるいは相互主権の尊重といいますか、これはこういう問題のときに強く苦つておかなければならぬ問題、これ自体はとにかくですが、これを取り巻いておるいろいろな形の経済協力、まあ賠償を含めて、あとから具体的に問題にしますけれども、それとの関連において

協力ということ 자체、私は新しいわれゆる何と申しますか、植民地支配にかかるべき何らかのひもつき条件であつては、これは相ならぬと思います。したがつて、いずれの国がいすれの場合においても、そういう傾向を持つたものでなしに、ほんとうに、新興独立国の経済を発展させて、そうしてそ

の国のため、ほんとうに民生のためになるんだ、そのこと自体が、その国自体の発展が、ほんとうの世界経済にも、また世界の平和にも貢献するんだ、あまりにも格差の多い国が共生していること自体が平和に非常に支障になる、そういう立場から経済協力の問題を、いずれの国としても私は考えていくのが本筋であって、何か特殊の政策を持つておるもののために、政治的に海外開発、経済協力ということをもてあそんだりあるいはそれを利用しては相ならぬと思います。そういう純粹な立場に立って、日本としても今後経済協力をやって参らなければならぬことは、これは申すまでもないことでありまして、そういう点についてわれわれ経済協力をやって参ります場合に、十分な注意をして参らなければならぬと、そな思つております。

ういう形も多少問題になるんじゃないかな。あるいはたとえば最近経済圏の問題として出ておりますが、順わくば、たとえば東南アジアなら東南アジアについての東南アジアの経済協力機構が、あって、その中で行なわれる、こういうことになれば、そういう誤解というものも消滅するのではないかろかとう感じがいたします。これは外交方針にも関連をいたしますが、しかし形はこの経済協力基金法に関連をするものですから、バンドン会議に出席をされ、フィリピンあるいはタイの主張もありましたけれども、ソ連の態度も同じじゃないかと、こういう話はバンドン会議の結論には入らなかつたのですね、議論はあるにしても、最後の決議といいますか、十原則の中には入らなかつたのですから、それはその当時の藤山個人、藤山さんの御心境と、大臣になられてからの御心境に変化があつたと私は思うのですが、重要な御心地も総裁公選も辞せぬというような御心境にある藤山さんですから、もう少し大きな議論を願いたいと思うのですが、アジアなり後進国との協力の形としては、やっぱり今の形は問題じゃないかという点はお考えになつてゐるだろうと思うのですが、どうでしよう。

てみましても、必ずしもアメリカがなさない考え方でこれが動かされると思えません。そういう点については、われわれもDAGの一員として一的な協力を申しますが、これは開発途上国が一日もすみやかに開発されることを日本ととしても望む立場にありますので、まあ当然だと思います。お詫のよろに日本がアジアの経済力ををして参ります場合に、やはり何か新しい形態における植民地支配のような形を考えることは、これは当然考えるべきではないのですございまして、過去におきまするあの苦しい経験から申しましても、日本がそういう立場にありますれば、アジアの二員としてのほんとうの力と、アジア友邦との関係を調整して参るわけには参らぬのでございまますから、断じてそういう立場をとつて参ることは日本のために望ましいことだとは思いました。

上げましたように、かりにあいいうものが出て参りますと、あの素案の中にもあります、従来すべての通信あるいは運輸の機構というのが、植民地と本国との関係、たとえば船の航路なども、みなそういう関係になつてゐる。アジア地域をつなぐような関係の航路でなくして、ヨーロッパとアジア、あるいはヨーロッパとアメリカとの航路、あるいは通信関係を見ましても、無電の関係、あるいは海底電線の関係等を見ても、ヨーロッパと従来の植民地をつなぐような関係であります。アジアの中をつなぐには非常な不便な、たとえばセイロンからインドネシアに電報を打つ場合に、一ペンドットか遠くのほうにまでいかなければ、できないといふような関係、そういうようなものを調整しながら基盤を作つていくということが必要になつてくるのじゃないか。いきなり完全といいましても、なかなか、日本とそちらの国との間の農業関係をござりますし、また同時にタイとビルマの関係、米の問題や何かあれして、すぐに補完作用ができない。そういうような経済協力の関係からいって、今言つたように、共同の基盤をアジアの中で作るといふことで進んでいきますれば、摩擦もなしに協力体制ができるいく。先般のエカフェの会議におきましても、たとえばアジアを結ぶいわゆる縦貫道路と申しますか、まあ途中にむろん海がありますから、それを連絡する船の関係もござりますけれども、イランからずっとタイまでひとつ、自動車道路とのメコン川のまわりにありますラオ

ス、カンボジア、ザエトナム、タイと
いうものは、必ずしも政治的には一致
いたしておりません。メコン川の開発
ということだけには国連の方針に従つ
て協力し、他の問題としては、政治的
には必ずしも協力するわけにいかな
い、その問題について協力していく。
そういう点をやはり日本としても、頭
に置きながら進めていくことが必要で
はないか。私ども日本が東南アジアの
経済協力をやりますのには、やはりそ
ういう点を考えながら、そういう面から
前向きの姿勢で進んでいくことが必
要だと、こう考えております。

場合に、必ず出てくる問題でもあります。しかし、それから個々の経済協力について、その国と日本との間に、新しい植民地主義的な意図もない、こう言われても、全体から見ると、そういう危険性がある。あるいは日本の対米協力もありましょうが、再軍備なり、あるいは軍國主義復活云々という批評もあるくらいに、そういう逆コースのやはり面があるのでですから、日本全体の逆コースへの方向と、それからそういう後進国援助といふ構想が、いわばアメリカ的、あるいは従来の植民地主義の国を中心とした援助の線に沿うならば、やはり一般的に問題にもなるし、あるいは問題になる要素が起ることではなかろうか、こういう危険を感じますがね。その援助の形を変えるべきではないか、O E C Dなり、あるいはアメリカのまあ何といいますか、示唆に基づいて对外援助をするということはやめるべきじゃないかろうか、その辺に自主性と、それから相互尊重の原則をはつきり打ち立てた上で、日本と新しい国々との間に協定を結ぶほうがいいんじゃないか、こういうことを申し上げておきます。

ということと自体は、日本の自主性を傷つけるわけでもございませんし、そういう意味においては、日本が逆コースを歩いているかどうかということについては、若干意見が違うと思います。いろいろな大東亜共栄圏的誤解というものは次第に解消しつつあるが、まあ現状におきまして、東南アジアの、いろいろな大東亜共栄圏的印象を歩いているかどうかということについては、先ほども申したように、アジアいちふうに見て差しつかえないと思いますが、しかし、そういう印象を与えることは好ましいことでございませんから、先ほども申したように、アジアの協力体制を作るというには、日本があまりに先ばしゃってしまいますと、何かそういう印象を植えつける点もあるので、どうも日本の東南アジアに対する態度というのは、少しちゅうちょ気味じやないかといふ御批判もたまにはございます。ござりますけれども、あまりにこうこうしろということになると、また大東亜共栄圏的な現地の方々の感じも起つてもいけませんから、そこらの動向等見ながら、協力しながら誤解のないよう進めていくことが必要だと、こう考えております。

もあつて、これのことときは、まさに新しい植民地主義的なやり方として、アメリカの示唆なりあつせんによつてやうとうものだといふ理解も、やはりほんにあるわけです。その辺は国際世論の認識がだいぶ違うけれども、それはあまり論議をしてもしょがないのですが、経済協力の中で、この基金法はどこをやるんだ、こういう点を承りたいと思うのですが、というのは、インドネシアへの賠償あるいはタヒー、ビルマへの賠償も、やはりある種の経済協力、この賠償にくつついでいる協力協定、これも経済協力に間違はない。それから、ここで、今まで決定をしましたボリビアの銅鉱山の探鉱がありますが、これはあとで外務大臣のときに多少関係がありますので……。パラグアイとの移民協定、これは日本から船を作つてやる、そして向こう側は移民を受け入れる、いわばその移民と経済援助とが交換になつてゐるといいますか、そういう形での経済協力もあります。それから片方のほうでは、この基金を要しないで輸銀の融資でやつてゐる、こういうものもありますが、その経済協力としてどこに主眼があるのか、ただその形が賠償だとか、あるいはこれに伴う経済協力だとか、うるものもあり、それから移民に関連をしているものもある。あるいはパラグアルのミナス発電所のあれもある、いろいろあります、それがあげながら、その中で——この経済協力は基金の使用方法じゃないですよ、経済協力なら経済協力としては、そく本質的には違ひはないと思うのですが、ここで言われている経済協力というのは、いろいろある経済協力の中で、どういう

点に主眼を置いておられるのか、それを承りたいと思います。

○国務大臣（藤山愛一郎君） 御承知のとおり、賠償協定に伴つております經濟協力といいますのは、まあ經濟協力でござりますけれども、賠償の一連の関係においてやはり考えられていくものだと思います。また、先ほど御指摘のようなバラグアイの移民の問題と関連して船を作るということを、これは相互の利益のために別個の考え方から出している問題で、結果は經濟協力になつておりますけれども、考え方から申せば、必ずしもここに言われております經濟協力と完全に一致したようなものではないわけです。ここに言われている經濟協力というのは、現地においてます開発の必要、それに伴います日本の技術的な、あるいは資金的な援助、經濟経験を生かし得るような仕事、そして、それは必ずしも直接、たとえば輸銀等で貿易資金としてめんどうを見られる場合もありますけれども、必ずしも貿易資金として見られない長期のもの、そういう関係において經濟協力を達成していきたいという立場に立つておりますので、それぞれの分野において大きな目で見ますれば、經濟協力とすべてを包含して言えると思しますけれども、機能におきましては若干ずつ相違がございます。そしてそれが相互補完的に運営されていくことによりまして、一つの大きな道が開けていくことと、こういうふうに考えております。

人がおる、それから貿易についても、向こうから言って輸出超過、珍しく輸出超過で云々という話で、いわば貿易あるいは輸出入の関係として、いいお得意さんだからと、こういう説明がありましたが、そろすると、この経済協力は長期のもの、技術なり資金なり日本の経験をそこで生かし得るもの云々だと、こういう点になると、タイの特別円によってい少なくとも政府の言つてゐるところと、われわれの言つてゐるところは、この経済協力とあまり違はない。

それから、たとえばブラジルの製鉄事業への協力、こういうものを見ると、これもまあ若干の移民といふ点もあるかもしだれぬ、人間の点からいふと、タイにつきましてとは、比べものにならないほどたくさん日本人がお行つてゐる、二世、三世の日本人がおる、こういう実態です、事情はタイ以上。ところがこれは基金からいつつてないで、輸銀ですか、何なりの融資の関係で片づける、そうすると、ほかの形でいっているものと、これとの間にかく経済協力なら經濟協力といひ立ちらうと、本質的には違ひはないような気がするのですけれども、それに私は賠償、それから賠償に伴う經濟援助、それとこれとの間に本質的な違いがなくて、日本の外交方針に関連をして、やはり誤解が生ずるあれば、この経済協力についてあるのではないのか、こういう疑問を持つわけです。いかがですか。

（註）「近は社たよ黒どもとすねかう」の歌詞であるが、歌の如き

れを賠償する、しかも直接の賠償金額ばかりではなく、経済協力を推進することによって、戦争中迷惑をかけた事態の償いをするというのが、賠償及び賠償に伴います経済協力の本質的な問題でござります。

がって、海外経済協力基金のワク外で現在それが輸銀のワクでもつて行なわれておるのでございまして、そういうふうに私どもは解釈をいたしております。

中の迷惑の償いということではなくかるうかと思うのですが、ただ、そのあと、のミナスの場合には、こういう法律ができるおつたらば適用したかもしれないと言われたが、それなら了解をするのですが、今説明の中になります輸出入

件でありますて、当該国に、こういう産業を興したいということが、当該国の政府はもちろん、民間においてもそろそろいう意欲があり、日本とも協力をしたい立場に立つことはむろんでございまして、そういう点をまず

○國務大臣（藤山要一郎君）直接の関係はありますか。
スカルノ氏が言つたりいたしましたけれども、あれとは全然関係なしに……。経済協力に引き続いて話があつたのであるが、あれとは全然関係なしに……。

したがつて、海外経済協力基金がやります問題とは、本質的にそういう意味では違つてゐるのでございまして、この経済協力基金は、相手国と、戦争中迷惑をかけたとか、かけないととか、そういう問題とは全然関連をしないで

のアンバランスを、バランスのとれないとものだけにやるわけではない。こういうお話をですが、それは今度の法改正でも、そのところが一番質的には大事なところだろうと思うのですが、その不確定要素に左右される面が大きい。

考えなくちやならぬことは、これは当然のことでございます。同時に、その事業ができるだけ達成の見込みのあるものであつて、達成の見込みのないものであつては困る。しかし同時に、それはいろいろな条件を考えて見ます

○吉田法晴君　ない。——これは純然たる民間段階での話からきた、こういうわけですか。

○國務大臣（藤山愛一郎君）　やがてどうでござります。

○吉田法晴君　とし乍ら、幾つはらうござります。

運営をいたして参ります。また同時に、もちろん外貨の事情から、返済能力に、むろん外貨の事情から、返済能力というのを考える点はございますけれども、しかし日本の輸出貿易と、あるいは輸入とのアンバランスを非常に是正するために、こういう経済協力基金を使はんだといふ、そういう趣旨とも違つておつて、先ほども申し上げましたように、完全に現地の経済を開発する、しかも、それが日本の資本と技術と経験を生かして、そして現地の人たちの希望に応じるような経済協力をしていくことが、この基金法にしていくことが、この基金法に

かが、その辺の悪意を假る「二本」といふ点は、
経済協力の意味では少なくともなからう
うと思うのです。

しかし関連をしたと、いうことでしょ
うが、理屈のつかぬところを、結局經
済協力ということで出しておられる、
その經濟協力という理屈の限りにおいて
ては、この經濟協力と私はそぞ違ひは
ないと思う。何と言ひますか、インド
ネシアに行かれたかどうか私は知りま
せんけれども、賠償金以外に經濟協力
をしておられるところも、おそらくそ
うだと思うのです。それからタタイの場

云々というのは、結局返済なりあるといふと云ふ説明である。その不確定性は、貿易面で、その決済ができるかできぬか、それについて不確定な要素があるから、そこで輸銀の融資でなしに、基金で貸すと、こういうことになつておるのだろう。そうすると、不確定要素といいますか、若干の危険といふものはある。そこにこの基金を貸す。こういうことであるならば、これは輸出入のアンバランスが理由ではないと言われるけれども、やっぱり実質的にはあるのじやないですか。ある

うかといふことを、これは一応の考慮をいたさなければなりません。ただその際に、たとえばその国と日本との貿易関係が、ただ日本が輸出超過などということだけで必ずしも決済が不可能だというわけのものでもないし、その国との日本以外の国との経済関係もござりますし、その国自身の経済の発展段階を考えて見れば、十年、二十年の将来にわたっては、返済能力は、十分に経済発展の段階で、あるといふことが

経済協力の中で、賠償とか、賠償ばかりでなく、技術の供与なども含まれる。しかし、一方で、日本が開拓するための資源開発権を譲り受けたり、経済協力とかいう政治的な、国と國との話し合いでなされる経済協力以外に、インドの製鉄なり、鉄錫の開発だとか、それからブラジルの問題もありますが、たくさんある話の中から、いわば選択をする基準と言いますが、こういふものははつきりせぬ、そしして、どうもその経済協力基金を借りられるかどうか、引っ張り出されるかどうかという点が多分に、これは前の内閣時代だと思いますが、これはまあ利害

よります経済協力の本質でございまして、その点は違つておると思います。

合も債権の提供、向こうから言えば債務と認めたものを無償で供与をする、こうしたことになつたのは、戦争中の

し、そりとしてその経済ベースだけでい
けないものに協力をするというところ
に、冒頭申し上げたやはりひもの大き

ろん考えられるわけでございまして、
そういう点もむろんある程度勘案して
参ることは、それは当然必要であると

権化ではありますんが、偶然性がある
ような気がするのですが、その点はい
かがでしようか。

この法律ができます前に、すでにミナスとの間の仕事、話し合いはずっとついておりまして、これは輸銀のいわゆる延べ払い方式、あるいはその他によりまして、ある程度純粋の貿易という以外に、経済協力の面が非常に多いのでございまして、その意味では、海外経済協力基金法ができるおりましたならば、ミナスの問題は、あるいはこういう基金法の範囲内に入れて同じような関係にあつたかと思いますが、当時は、そういうものがございませんし、した

こともあり、あるいは輸出入云々といふこともありますから、これもやつぱり債いではなくても理由はあるけれども、理屈は、日本の言うようにそれは貸与だから返済をすべきものだけれども、それを出す、その理屈には、千人の人間と、それから貿易の点が言われたのですけれどもおそらくかかる限りにおいては、説明の限りにおいては、私はこの経済協力とあまり違ひがないと思うのですが、その辺は賠償についての問題でありますから、お詫のように戦争賠償に伴うあれと、お詫のように戦争

さは、何といいますか、昔ほどではな
い、というのでしようが、相互主権の尊
重といふうか、あるいは互恵平等といふ
のが傷つけられる要素が出てくるので
はないか、いろいろのが心配する要素
です。その辺をもう少し明確にしてい
ただきたい。

○吉田法晴君 インドネシアのスマトラの開発協力の話は、賠償、それから言えば、達成の見込みが将来あるのだ、その国の経済もよくなつていくのだということであれば、やはり直接日本との関係の、輸出入の貿易額だけではなくて、その国の経済援助をするとか、しないとかということをきめるわけではないということを申し上げて、いるわけですね。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 一応のわ
ろん基金としての基準と申しますが、
考え方、それはもつておつて運営はい
たしております。それでお詫のよろくな
に、何か偶然、利権的にというよりな
ことが起つてはならぬし、また起
こつておることはないかという御質問
だと思いますが、私ども現状からいえ
ば、そういう点はないと申し上げて差
しつかえないと思います。また今後
も、そういうことがあつては相ならぬ
のではないかと思ひます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) つまり私
の申し上げたのは、むろん海外経済協
力を有する国いたしまして場合に、その
国の個々の盛り立てたい産業を助成し
ていくということが、これは第一の要

とかいろいろと話をきかせるわけではない。そういうことを申し上げて、いるわけです。

だと思いますが、私ども現状からいえ
ば、そういう点はないと申し上げて差
しつかえないと思います。また今後
も、そういうことがあっては相ならぬ
のではないかと思ひます。

○吉田法晴君 そうすると、その一つ一つについて、どういうところから話があつたのかという経過を聞くということになるのですが、一々聞いてる時間がありませんからあれですが、藤山さんはひつぱな人だと思います。だけれども、あなたの外務大臣時代に、これはパラグアイといいますか、移住振興会社に関連をして聞いたことがござりますが、あれは藤山さんも個人としても御関係があつたようですが、パラグアイの問題であります。あれはアラビア漁業というのですか、アラビア海に魚を取りにいく船に乗ってアラビア海に行くのを移民に関係がありとして、その倒れかかったボロ会社に融資をされた。これは委員会で問題になりました。当時の総裁といらうのですか、告訴するとかなんとか……。あの話には、はつきりした根拠があつたのか。それは常識的に考えてみても、アラビアに移民をするというなら別ですが、アラビア海に魚を取りにいくのが移民に関係がありとして、つぶれかかっている漁業会社に移住振興会社から金を貸してやる。これは明らかに利権ですよ。

その当時、名前を並べておられたが、実質は、御存じなかつたと思いますけれども、それを岸総理、藤山外務大臣のときには、やはり弁護されて、そういうことはございませんといふような話がありました。

あのたぐさんある経済協力の中で、基準と、それからそれを防止をすべきあればないと、これは藤山さんが一個の人藤山さんが関係しておられる会社だから――事業だから貸す、これはアラビア石油について、岸さんとの関係をいふわけではありませんけれども、これは公の仕事、政府の金――経済協力基金と

いうのですから、それを貸す、あるいは
資本投下に使う。こういう場合に、そ
ういう危険性は、これはみじんもあつて
はならぬと思う。私には選別されるそ
の標準といいますか、基準がはつきりし
ないだけに、偶然ということを申し上
げるわけなんですが、そこに基準とい
いますか、嚴重なあれがないと、内輪
話かもしませんけれども、海外移住
したが、そういうボロ会社に移住振興
資金を貸してやるようなことが起ころ
ないとは、これはなかなか断言にくく
いのじやないか。そういうことになら
ぬようにいたしますと、あなたの
善意は信ずるけれども、制度として、
これは私は、まあ過去のことになります
すけれども、岸内閣のときには、そ
ういうことが多々ございました。それは
世論の批判を受けた。その後選挙し
て、批判を受けたのだと思ひますけれ
ども、そういうことが一つならず、
あつちにもこつちにもあるということ
は、おそらくあなたはその当時、閑僚
の一人として、好ましくないと思われ
たでしよう。おそらくそういうことは
縁り返してはならぬと思われたと思って
ますが、海外経済協力基金法の説明に
来られた藤山大臣としても、過去の責
任は薄いかもしれませんけれども、外
務大臣としては関係があつた。それか
らあるいは個人としてもあつた——並
び大臣かもしれないけれども、あつ
た。これはあなたは、今ここでそういう
ことを言わることはおきらいだと
思ひのですけれども、あえて申し上げ
なければならぬと思うのです。その保
証をどうしてなさられるのか、なさつた
のか、この点をひとつ。

國務大臣(護山愛一郎君) お詫のよ
うな点は、海外移住振興会社にあつた
わけでございまして、当時の事情から
申しますと、海外移住振興会社の新し
い移住地が、必ずしも南米でなくて
も、東南アジアなりあるいは中近東方
面、特にあの当時は、イランからカス
ピ海の沿岸に日本の米作農業移民をす
るというような話もあつたので、当時
の大志摩社長が、東南アジアからあの
辺を回られまして、そうしてその可能
性を検討されておつたわけです。たま
たまそういうときに問題が起つたわ
けでござります。

私どもいたしましても、当時外務
大臣として、移住会社の監督の立場に
あります者としては、実は遺憾にたえ
なかつたと思います。その後、やはり
実際の問題として、移住会社で東南ア
ジア方面に移民を送るということは、
実質的には、ある意味からいえば、生
活程度の高い国から低開発国に行こう
といひのござりますから、実は非常
に困難なことであつて、技術移民とい
うものなら、ある程度はできますするけ
れども、普通の農業移民といふもの
は、もう送り得るような状況にはない
と思います。したがいまして移住会社
の移民にあたりましては、私も在職
中、その点については、厳重な注意を
して運営をしてきたと思っております
けれども、そういう点は十分な反省を
して参らなければなりませんし、今後
これらの基金の運営等につきまして
も、これまた十分、お詫のよな点に
ついて、企画庁として監督をして参ら
なければならぬと思います。

詫は違いますけれども、企画庁とし
ても、監督行政をやつておりますとこ
ろに、あまり適当でないいろんな状況

が起こつておるのが、現に問題になつてゐることもございまますし、そういう点もあわせ考えてみますと、監督行政といふものは相当厳正にやりませんければ、ルーズにいたしたのではいけないと思ひますので、そういう点は基金の業務達成についても、むろん業務方法書に書かれておりますようなことを十分厳格に守りながら——しかし条件等は業務方法書にそろつておりますけれども、何かそのこと 자체に適当でないような裏の問題があつちやいけませんから、そういう点は監督行政の上で非常にむずかしい点でござりますけれども、しかしやはり責任をもつて監督しております立場からすれば、むずかしいからできないのだと言つて、あとで頭を下げるのは非常にいけないことだと思うので、できるだけ事前から注意して参る必要があろうと思うので、そういう点については、今後とも十分われわれとしても協力基金の運営にあたりまして注意をして参りたいと思ひますし、また部内も督励していくつもりであります。

出ましたが、バラグアイの移住協定に至りますまでも、やはりいろいろ言われることがあつた、それが必ずしも事実無根ではなかつた。ところがその任期中は、岸さんのところへ弁明に行かれたといふうに新聞に出でおりました。が、もみ消すのでなくて責任をとる、あるいは責任をとらせる、こういうことになれば、そういうことは一罰百戒で、なくなるだろ、こういうことが言えますけれども、これは生存中には法律その他がなかつたから、やはりあの会社にはそういう空気が私は残つておると承知しておる、空気が。そういう何といいますか、不正といいますかあるいは不当支出といいますか、そういうものが現在続いておるとまで思いません、思いませんけれども、あの会社の空気の中には、やはり問題点が残つておると承知しております。そのことは問題になつたことは、やはり責任をとらせるならば、あるいは何らかの形で処罰の方法がとられ、責任を追及する方法がとられぬものだから、私はそう言ひののです。そうしてそのとき感じましたことは、要するに問題は海外のことだから、海外でどういうことをやられておるか、これは大使館なり、あるいは総領事館かもしまれませんけれども、大使館なり総領事館のほうのひざ元で行なわれていることなら、それでもないかもしませんが、たとえば工場を建設するとかいろいろなことになりますと、やはり首府のあるところではない、あるいは総領事館のあるところではないから、どういうことが行なわれておるかが、実際にどう行なわれておるかといふことが、今度の問題についていえば、調整局長なら調整局長のところでは、大臣のところ

では逐一監督できない、国内の場合にことは、現地を会計検査院が見ることがで
きるのだから、こまかいものを指摘す
ることもできるが、海外で行なわれる
議員が国政調査として出ることもでき
ないので、そこで私は見逃がされた
という、そのときに感じを持ちました。

経済協力基金から出されるものにつ
いて、そういうものがあるということ
を申し上げておるわけじゃない。申し
上げておるわけじゃないが、選択につ
いて基準なり、あるいはそれを選別を
することは委員会があるかもしれないせ
んけれども、嚴重にとにかくあれがで
きる、普通の予算のように、たとえば
予算を要求する際の基礎的事実につ
いて、どれだけ被書があつたのか、どれ
だけの控除をしなければならぬのか、
これは通産省も見るが建設省も見る、
あるいは予算になる場合には大蔵省も
見る、それからあと支出がどれだけあ
るかどうか、工事がどうかということ
で、行政管理庁も見るが会計検査院も
見る、こういう二重三重のあれがある
といふことになれば、これは防ぐこと
ができましょう。それから海外の問題
で、海外で建設する工場であり、ある
いは使われる金であるかもしぬれないと
けれども、それについては、海外にま
で巡回をしてではないけれども、結局
見る機会等もなければ、やはり移住振
興会社に行なわれたような不正とい
ますか、あるいは疑点というものが出て
くる心配は全くなくなるわけではな
い、大臣の答弁だけを信頼するわけに
はいけませんから、そこで政府とし
て、こういうふうにして事件になるこ

とは防ぎたい、基準の問題なりあるいは機構の問題なり、そういう点をお尋ねをしたわけですが、局長から補足説明をしていただければ……。

○政府委員(中野正一君) 今御指摘になりました点につきましては、業務方法書で相当詳細に規定をしておりまして、この業務方法書に従いましてやらせる。それから法律にありますように、収支の状況なり、資金の状況、あるいは計画等につきましては、一々企画室に承認なり認可というよりなことで、相当厳重なる監督の規定がございまますので、そういう点を通じて十分監督したい。ただ仕事は実際には海外で行なわれるわけでありますので、その点につきましては、たしか衆議院のほうだたと思いますけれども、附帯決議がついておりまして、在外公館等とも連絡をとつて、そこらを十分監督するよう、それからわれわれのほうでも、海外への出張旅費をある程度認めてもらつております。そういう点から、そういう旅費等を使って、今言つた巡回をするといふようなことをやりたいと思います。それから基金自身が貸付をするなり、出資をするわけがありますので、そのあとの監督といいますか、監理——貸した金の監理でございますね。この点は、基金自身が先般北スマトラにも、石油の現場にも、実は基金のほうから理事と担当されておつた人を差し出しまして、相当調べさせております。そういうふうに基金自身が、まず十分その点を気をつけるということにさせております。それから、もちろん会計検査院が別途に、これは会計検査を行なうことになつております。そういうような点で十分気をつけます。それから、今御指摘のようなおかしいことが

○吉田法晴君　どういうようなものについて貸し出すかといふ選定なり、それからあれについては、企画庁だけではなくて、委員会等が設けられているのですか。

○政府委員(中野正一君)　これは運営協議会と、いうのが関係省の次官——事務次官でござりますが、作ってございまして、これは月に一回必ず会合しまして、そうして基金からいろいろ業務状況等の説明を聞き、そういう意味で関係省も関係のあるところの次官が、この点について十分タッチしていくような仕組みになつております。

○吉田法晴君　関係機関の次官とか、あるいは自主的に役所だけでなく、もう少しその点も行政委員会とまでは言いませんから、民間のあれも入れて、選別なりあるいはその後の機構について責任を持つ委員会等もお作りになるべきではないかと思います。その点は監査の点もありますから、考慮せらるべきではなかろうか。これは今までの海外移住振興会社は極端な例で、やはり、極端な例でしょうけれども、海外関係については、やっぱいろいろ問題が、それぞれありますし、それだけに一件についても億の金のことになりますから、そういう他にありますような例がないためには、万全の機構といたいが、それがやはり作られなければならぬかない。これは私の意見として申し上げます。

それから一つ、経済協力なり、あるいは資本の輸出等の形も事実上とるわけですが、資本の過剰な国が行なうならない。これは私の意見として申し上げます。

西内において、われわれも考えておりますので、本年あたりも外貨事情ささやければ、私どもとしては、もう少しよけいな金額をこの基金に入れ、この基金の活動を、もう少し旺盛にいたしたいと考えておりますけれども、国内金融の関係もござりますし、外貨事情等もござりますから、必ずしも普通に考えておりますよりも出資が多かったというわけではございません。六十五億というあたりにとめた次第でござります。

○吉田法晴君 これは直接関係があるのかないのかわかりませんけれども、日韓経済協力という問題について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。クーデターでできた軍事政権に日本が相手をするかどうかということは外交上の問題になるかもしれません、ところが国交回復前についても、民間段階での経済協力は、これはけつこうじやないか、こういうことで、日本のほうからも、本人は池田総理の親書を持つて行つたと称しておりますが、実際に池田総理の手紙いやなくて石井さんとの手紙のようですが、しかし、政府の総理かだれかにお会いになつたことは間違いない。それから向こうも個人的な関係になるかもしれません、土官学校の先輩後輩という関係もあつたかもしれませんが、朴議長に会つていいことではない。そればどこでもいいじゃないか、こう考えた。そしたら同行をされたたくさんの方の会社があつたようですけれども、あそこもこころ、それは物が売れる。そして保稅加工方式というものがどうかわからぬ商魂のたぐましさにもよるのでしょうか。だいぶついて行かれた。そして釜山やなんかの水道を回り、五台山の開発計画があるのかどうかわから

りませんけれども、五台山よりも蔚山等というお話をようすけれども、開発の話があつた。ただ、行った人の談話として、政情が不安で朴政権がいつまで続くかは、これはなかなかの問題だ、あるいは疑問がある。そこで政府が何らかの延べ払いの保証というか、あるいは経済協力になるか、しなければしてくれなければといふ、こういふ希望を述べている。

そこで、今までのあれから言うと、インドネシアのときの賠償交渉あるいは韓国の賠償交渉じゃないが請求権の問題が、あるいはタイの特別円ではないが、請求権としては、法的な根拠によると、これだけに限定されていなければならないと言われるけれども、そのほかに経済協力というものが相当多数出てくるのではないか、これは韓国交渉の結果ですよ。あるいは別な形の経済協力といふものが出でてくる。

政府があとで引き受けてくれるところが望ましいといふ意見を述べられて少なくとも経済協力なら経済協力の形で、政府があとで引き受けてくれるところは事実です。保税加工方式といふ、韓国の中に、政府の及ばない治外法権的な工場ができる、あるいは關稅がかかるないで入ってくる、それからそのまま出てくる。こういういわば経済の中での一部分だけれども、治外法権的なものができるのは、これは困るといふ意見も民間にはあるようです。民間にあるようですが、日本から行つた経済人の中には、どういう形で、あとを見てしろ経済協力といふ形で、あとを見ることがありますから、全く私は関係がないわけではない。話の内容、それからあとの形にしても関係がないことはなからうと思いますが、あとで、それは

○國務大臣(藤山愛一郎君) 個人の方が韓国に行かれまして、いろいろ経済上の問題を話されることは、これをとめるために参らなければいけない。今すぐ政府が、そういう人たちを日韓交渉のさなかでバックするとか、あるいはそういう人の意見を将来何らかの形で生かすとかいうようなことを今全然考えておるわけではなく、なぜなら、しがって、そういう点について政府として何らの意思表示もむろんいたしておりませんし、また意思表示をいたすべきものだとわれわれ考えておりません。

そういうことでござりますから、政府としては、日韓会談そのものが妥結することに力を注いでおるわけでありまして、それを除いて、何か経済協力を推進していくといふ意見は、政府に關する限りはございません。○中田吉雄君 ちよと関連して。今吉田委員が質問されたのですが、この改正そのものは、參議院議員選挙ですか——日韓会談をやつて交渉を妥結したが——日韓会談をやつて交渉を妥結して、主としてそこを対象にしたのと違合うのですか。そういう、うがった観測をしている人もあるようですが、その点はどうですか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 全然、そういうことを考えておらぬことをはつきり申し上げます。

○吉田法晴君 全然考えておりませんと、しかし請求権問題に関連をして、

請求権については、法的な根拠のあるものだけを支払う。しかし、経済協力の形で、要求の全額であるかどうか知らぬけれども、何といいますか、考えます。また向こう側の意向も、それをかりに歓迎するとすれば、入国等も割合に楽ではないかと思います。しかしそれで今すぐ政府が、そういう人たちを日韓交渉のさなかでバックするとか、あるいはそういう人の意見を将来何らかの形で生かすとかいうようなことを今全然考えておるわけではなく、なぜなら、しがって、そういう点について政府として何らの意思表示もむろんいたしておりませんし、また意思表示をいたすべきものだとわれわれ考えておりません。

そういうことでござりますから、政府としては、日韓会談そのものが妥結することに力を注いでおるわけでありまして、それを除いて、何か経済協力を推進していくといふ意見は、政府に關する限りはございません。○吉田法晴君 それでは、まあ外務大臣でないから責任ある答弁はできないことですが、最近は経済協力といふことで、理由のつかぬ金を出そなし、したがつて、そういう点について政府として何らの意思表示もむろんいたしておりませんし、また意思表示をいたすべきものだとわれわれ考えておりません。

○中田吉雄君 ちよと関連して。今吉田委員が質問されたのですが、この改正そのものは、參議院議員選挙ですか——日韓会談をやつて交渉を妥結したが——日韓会談をやつて交渉を妥結して、主としてそこを対象にしたのと違合うのですか。そういう、うがった観測をしている人もあるようですが、その点はどうですか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 今、私が全然ないと申し上げたのは、基金法を改定する意図の中に、何か日韓経済協力あるいは參議院議員選挙を目的として、そういう意図は含まれておらない。基金法の改定には、そういうことを全然考えてやつたわけではありません。ということを申し上げたわけあります。

○吉田法晴君 あの「最近における内談状況」というのを、これは時間もございませんから、あとで資料でいただきたいのですが、今のお話のように、これが将来のことだけれども、日韓会談によって国交が正常化されたら韓国が經濟協力の手を差しのべなければなりません。これが将来のことになると、軍事政権の手に入れ——これはアメリカからするところになると、その危険をあえて言ひます。

○吉田法晴君 あの「最近における内談状況」というのを、これは時間もございませんから、あとで資料でいただきたいのですが、今のお話のように、これは将来のことだけれども、日韓会談によって国交が正常化されたら韓国も經濟協力の対象になり得る。具体的な話によるけれども、あるいは返済能

金からも出る、こういう答弁をされる
と、最初から申し上げたように、アジ
アの各国の中では、特にタイとか、あ
るいは南ベトナムとか、あるいは
パキスタンとか、SEATO加盟国、

あるいはアメリカあるいは自由主義陣

営といわれる諸国において外交

もなされ、あるいは賠償や、賠償に伴

う経済協力もなされておるが、それと

の関連において、この協力基金が使わ

れるのではないか、あるいは貿易の

云々といふものに使われるのじやない

か、そなれば、この法案に反対せな

ければなりません。その点はつきりし

て下さい。

○國務大臣(藤山愛一郎君)

むろん海

外経済協力基金でござりますから、國

交が正常化した後におきましては、韓

国も入ることは、これは当然でござい

ます。ただ、基金運営自体が、吉田委

員の言わりますように、偏見をもつて

運営されておると私は思つております

立場が少々違いますので、あ

るはあれかもしませんが、本日ま

であります三件についても、イ

ンドネシアのスマトラの開発は、これ

はある意味からいいまして、この過程

におきまして、オランダから、相当鉛

業権の問題でインドネシアに抗議が来

す。インドネシア自体は、中立政策の

国でもございます。同時にまた、スエ

ズ運河の協力の関係においても、中立

の関係でございまして、そういう偏

見をもつて運営しておるのではなく

て、業務の確実なところならば、そ

ういう政治状況のいかんにかかわらず出

していくというのが実績でございます

から、吉田委員の言われるほど御心配

にならなくとも差しつかえないのじや

ないかと思つております。

○吉田法晴君 御心配にならなくとも

いいよう明快に答弁をして下さい。

○吉田法晴君 O E C D

の中では、とにかく協力という形も

情勢によるけれども、エカフエの

話も、アジアにおけるその経済協力

の点についても考えたいというお話を

お聞きいたしました。まあその

日韓会談そのものについて反対もあつ

ておる、あるいは軍事政権を相手にし

て云々といふ点もあってのことだか

ら、将来の点は、話の内容はわから

ぬ、日韓会談というのは何年かかるか

わからないけれども、しかし、いわれる

よろな意図をもつてのあるいは植民

地主義的の危険を伴う協力の仕方はい

たしませんと、あるいは韓国について

も、現在は話がございませんし、そな

いふ心配されるような協力の仕方はい

たしませんと、こういう答弁がなけれ

ばならぬ。それから、先ほど申し上げ

たように、これが利権化したり、ある

いは汚職を伴うような危険は全然あら

めぬよう万全を期したい、こうい

うような答弁があれば、われわれも納

得する、その答弁の仕方。

○國務大臣(藤山愛一郎君)

ただいま

の答弁で実はおわかりいたいでおり

ますように、これは純粹に政治的な意

圖を持ちませんで、経済協力の範囲で

やつておりますので、ただいま申し上

げたように、中立国であるインドネシ

アの石油開発、これに對しては鉱業権

の問題でオランダから日本にもインド

ネシア自身にも、いろいろ問題を出し

てきました。それにもかかわらず協力いた

いません。ただ、日韓間が正常になつ

ておるわけあります。エズ運河

の問題しかりであります。そういう

場で、これは運営いたしておる。ただ、

偏見なしに実際の範囲の経済協力の立

場で、これは運営いたしておる。ただ、

海外経済協力という立場からいまし

て、韓国と正常化した場合に、この基

金の区域に入らないということは、こ

れは申し上げかねるのでございます。

○吉田法晴君 あまり好ましくないじや

に考えられたらどうです、こういうこ

とを申し上げて、これは、まあその

情勢によるけれども、エカフエの

話も、アジアにおけるその経済協力

の点についても考えたいというお話を

お聞きいたしました。まあその

日韓会談そのものについて反対もあつ

ておる、あるいは軍事政権を相手にし

て云々といふ点もあってのことだか

ら、将来の点は、話の内容はわから

ぬ、日韓会談というのは何年かかるか

わからないけれども、しかし、いわれる

よろな意図をもつてのあるいは植民

地主義的の危険を伴う協力の仕方はい

たしませんと、あるいは韓国について

も、現在は話がございませんし、そな

いふ心配されるような協力の仕方はい

たしませんと、こういう答弁がなけれ

ばならぬ。それから、先ほど申し上げ

たように、これが利権化したり、ある

いは汚職を伴うような危険は全然あら

めぬよう万全を期したい、こうい

うような答弁があれば、われわれも納

得する、その答弁の仕方。

○國務大臣(藤山愛一郎君)

まだ会談それ自身も、

あまり好ましくないじや

に考えられたらどうです、こういうこ

とを申し上げて、これは、まあその

情勢によるけれども、エカフエの

話も、アジアにおけるその経済協力

の点についても考えたいといふお話を

お聞きいたしました。まあその

日韓会談そのものについて反対もあつ

ておる、あるいは軍事政権を相手にし

て云々といふ点もあってのことだか

ら、将来の点は、話の内容はわから

ぬ、日韓会談というのは何年かかるか

わからないけれども、しかし、いわれる

よろな意図をもつてのあるいは植民

地主義的の危険を伴う協力の仕方はい

たしませんと、あるいは韓国について

も、現在は話がございませんし、そな

いふ心配されるような協力の仕方はい

たしませんと、こういう答弁がなけれ

ばならぬ。それから、先ほど申し上げ

たように、これが利権化したり、ある

いは汚職を伴うような危険は全然あら

めぬよう万全を期したい、こうい

うような答弁があれば、われわれも納

得する、その答弁の仕方。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑は

ありませんか。

○田畠金光君 ちょっとと一つだけ。

○委員長(武藤常介君) 簡単に願いま

す。

○田畠金光君 この法案については、

もう質疑がたいへん長くなつたのでや

めますけれども、直接の問題はない

が、間接的な問題で一言だけ、ひとつ

これは申し上げかねるのでございます。

○吉田法晴君 海外経済協力とい

う立場からいいまし

て、韓国と正常化した場合に、この基

金の区域に入らないということは、こ

れは申し上げかねるのでございます。

○吉田法晴君 あまり好ましくないじや

に考えられたらどうです、こういうこ

とを申し上げて、これは、まあその

情勢によるけれども、エカフエの

話も、アジアにおけるその経済協力

の点についても考えたいといふお話を

お聞きいたしました。まあその

日韓会談そのものについて反対もあつ

ておる、あるいは軍事政権を相手にし

て云々といふ点もあってのことだか

ら、将来の点は、話の内容はわから

ぬ、日韓会談というのは何年かかるか

わからないけれども、しかし、いわれる

よろな意図をもつてのあるいは植民

地主義的の危険を伴う協力の仕方はい

たしませんと、こういう答弁がなけれ

ばならぬ。それから、先ほど申し上げ

たように、これが利権化したり、ある

いは汚職を伴うような危険は全然あら

めぬよう万全を期したい、こうい

うような答弁があれば、われわれも納

得する、その答弁の仕方。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑は

ありませんか。

○田畠金光君 ちょっとと一つだけ。

○委員長(武藤常介君) 簡単に願いま

す。

○田畠金光君 この法案については、

もう質疑がたいへん長くなつたのでや

めますけれども、直接の問題はない

が、間接的な問題で一言だけ、ひとつ

これは申し上げかねるのでございます。

○吉田法晴君 海外経済協力とい

う立場からいいまし

て、韓国と正常化した場合に、この基

金の区域に入らないということは、こ

れは申し上げかねるのでございます。

○吉田法晴君 あまり好ましくないじや

に考えられたらどうです、こういうこ

とを申し上げて、これは、まあその

情勢によるけれども、エカフエの

話も、アジアにおけるその経済協力

の点についても考えたいといふお話を

お聞きいたしました。まあその

日韓会談そのものについて反対もあつ

ておる、あるいは軍事政権を相手にし

て云々といふ点もあってのことだか

ら、将来の点は、話の内容はわから

ぬ、日韓会談というのは何年かかるか

わからないけれども、しかし、いわれる

よろな意図をもつてのあるいは植民

地主義的の危険を伴う協力の仕方はい

たしませんと、こういう答弁がなけれ

ばならぬ。それから、先ほど申し上げ

たように、これが利権化したり、ある

いは汚職を伴うような危険は全然あら

めぬよう万全を期したい、こうい

うような答弁があれば、われわれも納

得する、その答弁の仕方。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑は

ありませんか。

○田畠金光君 ちょっとと一つだけ。

○委員長(武藤常介君) 簡単に願いま

す。

○田畠金光君 この法案については、

もう質疑がたいへん長くなつたのでや

めますけれども、直接の問題はない

が、間接的な問題で一言だけ、ひとつ

これは申し上げかねるのでございます。

○吉田法晴君 海外経済協力とい

う立場からいいまし

て、韓国と正常化した場合に、この基

金の区域に入らないということは、こ

れは申し上げかねるのでございます。

○吉田法晴君 あまり好ましくないじや

に考えられたらどうです、こういうこ

とを申し上げて、これは、まあその

情勢によるけれども、エカフエの

話も、アジアにおけるその経済協力

の点についても考えたいといふお話を

お聞きいたしました。まあその

日韓会談そのものについて反対もあつ

ておる、あるいは軍事政権を相手にし

て云々といふ点もあってのことだか

ら、将来の点は、話の内容はわから

ぬ、日韓会談というのは何年かかるか

わからないけれども、しかし、いわれる

</div

といけばよい。ただ調子にのつてどんどん生産を伸ばして行くことは少しく自重してもらいたい。」この中で、たとえば三月の輸出入信用状がいくらかよくなってきた。このことが直ちに、これから三十七年度の上半期を通じても安定してよくなるようだ。そういう見方に立って、非常に楽観的な構想といふものが出てゐるわけですね。もう国際収支の心配はいらぬ、そうなつてきますと、一体政府が当初見通したように、この秋ころには国際収支の均衡といふのが確実に見通しが立つのかどうか、こういう疑問もあるわけです。ことに昨年十一月からことしの六月までは、生産は下降する。そのあとは上昇する。こういう政府は見通しに立て、その前提が満たされるならば、私は総理のような発言も正しかろうと、こう思うのです。

違つておるわけですが、こういう見方に対しても、率直に藤山長官は賛成なんか、あるいは藤山長官は一般的の、先ほど申し上げたように、新聞等においては総理の考え方とは相当違つておると、こういうわけで、私は率直にひとつ長官の見解を承つておきたい、こう考えておるわけです。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 総理の福音山の談話といふものですが、どの程度に、あるいはどの環境で、正確に言わされたかということについては、私もその席におりませんし、判断に苦しむわけでござりますが、経済の見方につきまして、私と総理と必ずしも全部一致だとは考えておりません。むろん自由民主党は民主主義政党ですからして、各人がみんないろいろの考え方を持つており、内閣では強きあり、弱きあり、いろいろ考え方を持つて、それをお互いに討議しながら、そして一つの線にまとめていくところに一つの進歩があると思うのでございまして、必ずしもそれと私は一致しないということ自体が悪いといふわけではないと思つております。

○田畠金光君 いや、私も今の答弁の限りにおいては、そ�だと思うし、總理がこういう考え方だから、大蔵大臣も經濟闇僚も、そういう考え方方じやなくちやならぬ、これは間違つておると思つのです。むしろそういう点から言うなら、大蔵大臣はどうちかといふと、総理の見解に同調の率が多いよう見受けますけれども、やはりこれは藤山長官としては長官の見方に立つて、あるいは佐藤通産相は佐藤通産相の立場で、たとえば先月の三十日に、佐藤通産大臣は、設備の規制については、あくまでもこれを強く進めてい

く、必要に応じては生産の調整も考慮なくやならない、電力に対する設備投資を除いては、その他については十分規制していく、こういうようなことを言われておるわけです、こういうことはやはり今の景気調整の中だるみといふようなことがよく言われておりますが、そういう動きから見るならば、このような発言というのは当然のことだと思うのですね。

ことに私は先ほど申し上げたように、総理が今までの政府のやった政策といふものは、あまりにも退廃的だと言われているが、政府の、ことに池田総理のふろしきを広げ過ぎたこの積極的な経済政策といふものが、結局設備過剰投資、あるいは今日はどうも生産がふえて、在庫商品があえていく、こういうような一つの危険な様相も出ておるわけです。こういう点から見ますならば、総理のいき方が経済政策があまりにも行き過ぎたんじゃなかろうか、それがいろんな面に今日破綻を乗たしておる、そういうことを見たときには、私はあまりにも退廃的であつたんじゃないなくて、あまりにも拡大主義の上に立つていた、こういう見方をしておるわけです。さもなくまた物価の問題等についても、これはわれわれといつましても、経済成長の過程において、ある程度第三次産業部門における物価の値上がりといふものは、これはやむを得ない面もあると思いますけれども、しかし政府の経済政策、物価政策に便乗する値上げ等これは無視できぬい、こゝいらことを考えたとき、私は反対なのか、これを正直に、ひとつ反対しておきたいと、こう思うのです。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 今申しますと、内閣運営の重要な方法だと思うので、同じような考え方で、内閣といふものは一つの方向だけに行つてしまつう思います。したがつて、総理の考へておられる考え方、必ずしも全部そのとおりだとは思いませんし、現状の分析についても、必ずしも、そく私は楽觀をいたしておるわけではございません。ただ過去の例から見ますと、昨年企画庁長官に就任いたしましたときに、私は公定歩合の引き上げを要するとして、また私が必しも総理の考へ方はそくでなかつたろうと思ひますけれども、その後二回にわたりて引き上げをやり、また私の言つたとおりに同調してこられておられますし、物価問題についても、総理も同意見となつて、三月末に総合対策を作つたというよくなごとにもなつております。

したがつて、全部が全部同意見であるということは申しませんし、今の目方につきましても、必ずしも全部総理と同じではないし、むしろ私は若干非難的見方をいたしておりますけれども、しかしそれらの点については、総理にも十分私なりに意見は申し、そして今後の施策が万全を期するようにして参りたい、こう思つております。

○田畠金光君 藤山長官の御答弁は、私は了といたします。そういう気持でひとつ御努力願い、来たるべき総裁選

拳においても勝利をおさめることを切にお祈りいたしまして、私はこの問題は、これでとどめておきます。

経済協力基金法については、私は先ほど申し上げたように、もうお一人が詳細にわたって質問されましたので、別段これ以上質問しようとは思つておりませんが、ただ一つだけお尋ねなおきたいと思います。

それは私はあらかじめ希望として申し上げておきたいのは、こういうたとえば業務解説とか業務方法書等の資料を、当委員会に出て初めていただいたわけで、私たちも実は初めてこの資料を読んでいる始末で、この委員会の席上読んで理解するのも、これは事実上困難である。だからもっと親切に、これは事務当局の方ですが、こういう法律案の審議にあたつては、このような資料をあらかじめわれわれのほうに配付されるという親切心が必要です。ことにこの法律案は、きょう一日、午後から半日だけ審議をして、会派の申し合わせで本日中に上げるということになつておりますので、われわれはこの約束に基づいて協力いたしておりますのですから、事務当局としては、こういう資料については、あらかじめ提供するくらいの親切心が必要だ。

そういうことで、ただ一つだけ私はお尋ね申し上げます。ごく簡単です。この二つの改正の中で、第二の点、從来「その達成が確実であると認められる場合」融資するということになつておりましたが、「その達成の見込みがあると認められる場合」と、非常に緩和されているわけですね。そうしますと、輸出入銀行というものの、この経済協力基金というものの融資の区別、違いを読んでみますと、要するに輸出

「達成の見込みがある」というようなことを金で取り扱うということになります。そこで、条件を緩和することになります。そうしますと、相当これは危険性というものが予想されると思うのです。この一年間に三つの貸し出し件数で千億の貸し出ししかありませんけれども、今後だんだん貸し出しが増大するならば、相当の危険というものが予測されるのですから、そういう危険負担といふものについては、どのような措置を考えておられるのか、それをひとつ伺っておきたいと思うわけです。

○國務大臣(藤山要一郎君)　ただいまお話をございました資料等が整備しなかつたことは、まさに申し訳ない次第でございまして、この程度の資料は御要求のあった点、法案が提出されましたときに、一括して差し上げておりますべきだと思います。今後その点については、十分に注意をいたして、事務当局から、そういうように手配をいたしますようになさせます。

今回の法案をこういうふうに改正してやっていくと、だんだん債権回収の困難なものが出てくるのではないだろうか、そのためには、何らかの処置が必要じやないかという御質問のようですが、ございますが、これをある程度弱めたところの感じでも起こって参りますけれども、しかし「達成の見込みがある」というものということは、必ずしも非常にルーズな貸付をするという意味ではないのでございまして、いわゆる外國関係の投資をいたすこととございますから、日本の国内の投資をいたしますように非常な確実な、すべての担保を

取るとか、すべての処置をする、あるいはその政情等の見通し等につきましても、若干の見解の違いも出てくるわけでありまして、そういうことで非常な、その国の経済情勢とか、あるいは政治的な情勢とかいうようなものの判断も確実だという範囲までですと、相当困難なところもあると思います。しかし事業 자체として、やはり確実に収益を上げて、その国の経済開発の速度によっては若干の遅延はありますのも、確実に見込みある仕事として達成されて、必ず資金の回収ができるといふことを原則にいたしておりますので、今のところ回収不能になりはしないかというようなものに対しては、そろそろ貸し出しを拝げて貸していくといふような気持で、この字句の改正をいたしておるわけではないのでございまして、そういう意味で御了承いただきたいと、こう思うわけあります。

たこの基金を最も必要とする国々を自ら選ぶことになりますと、政情不安いろいろ不安定要素があるわけですね。かりにこのような悪いところに融資をしてみますと、私は融資が悪い、というのではありませんが、私は相当やはり危険負担といふものが予測されるわけで、そうなつて参りますと、と償還の問題等についても、そういう政治的な考慮のもとに経済協力を進めいくならば、償還等についても、危険負担の問題等についても、当然特別な考慮があつてしかるべき内容じゃなかつたら、いかと思うので、私はそういうよろくな点等については、率直にそういうよろくな考え方がないのかあるのか、あるとすれば、どういう考慮を政府としては考えておるのか。これは一例です。その次を見ましても、同様なことが言えますから、そんなことはあり得ないだらうと、いうようなお茶をこしたようなことじやなくして、私はあり得ると思うのです、これは当然。

だから、そういうことについて政府としては、どのような考え方を持っておられるのか、これを承っておきたいと思います。

○國務大臣(藤山要一郎君) お話をようやく、若干海外投資でござりますから、国内金融をやりますと同じような非常な確実性のない場合があるわけでも、しかしその中で、十分な選択をしてやつて参るつもりでございまして、この際考慮していないのかというような危険があるから何か、たとえば損失補償とか何かそういうような問題を、

御質問かと思いますが、現状においては、できるだけそういう面のないようよりにして行きたいという考え方でやつておられます。それで若干の企業を生かして、それ回収して行く、いろいろな方法でありますけれども、そういうような何に対する損失補償をするとかいうようなこと自体、まあ政府資金でございまして、それから、補償といつても妙なものでございますけれども、そういうような何か特殊のことを今考えると、いうことは、現在の段階では考えておりません。

○田畠金光君 それは現在の段階においては考えていないだらうが、しかし、いずれ私は考えなくちやならぬ問題だと思うし、しかもまたそれなくしては、輸銀と一般市中銀行の金融ベースに乗らぬものをこの基金が取り上げるといふことですから、それだけこの基金の融資対象といふものが国策的には大事なことであつても、同時にいろいろな危険の伴つてくることは必至であると思ひうるので、その点について、何か調整局長お考へがあるなら、この際承つておきたいと思いますが、そういうふうなことを考えておくべきぢやなかろうかと、こう思うのですが。

○國務大臣(藤山翠一郎君) 運営して参ります上において、やはり将来のそういうようなことがござりますれば、基金を正常に運営して行けば、ある程度の利益が出てくるわけとして、そういうような利益の中から、そういうふうな将来起り得る損失を補償する、基金 자체が補償するような積立金を置くといふような問題は十分考慮する余地もあると考えます。それらの問題については、必ずしも発足早々でござります現在の段階で、どういうふうに、

たとえはまだ利益金もあるわけでも、ざいませんし、そういうものの処置についてのものといふような問題等については、今後十分検討いたします。これ以上国家に損失を、かりにそういうことが起りますても、与えないよう運営して行かなければならぬと思います。それで、御質問の点は、十分われわれで今後考え方ながら注意して参ります。

○委員長(武藤常介君) 他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○中田吉雄君 私は日本社会党を代表しまして、ただいま議題となっています改正法案に対しても賛成をするものであります。

本法律が公布されましたのは、昭和三十五年十一月二十七日ですが、その当時はまだ、異様な发展をし、世界の注目を集めております EEC の全貌が必ずしもはつきりしておりませんでした。しかし今や、米ソに次ぐ大きな経済圏として無視できず、それらの関連から各地域で経済統合の大きな潮流があるわけであります。そういう際には、日本といたしましてはどうあるべきか、何をなすべきかといふ、やっぱりはつきりした世界の経済構造の変化に対処する基本方針が確立され、そういう中で、やっぱりこの経済協力基金法がどうあるべきかといふ位置づけをすることが必要ではないかと思いますので、その点を希望申し上げておきます。

さらに、吉田委員が強く主張いたしましたように、この基金の運用が從業員はありませんでしたが、反共団に限定されるといふ点を希望申し上げておきます。

に、ひとつ希望申し上げたいと思うわけであります。

さらに最後に、この第三十七回国会の三十五年十二月二十二日に、当参議院におきまして、「債権の保全に遺憾なきを期し、」云々という決議がありましたが、今回の緩和規定が拡大解釈され、そしてかえつて、当事者間の親善を害するというようなことのないよう強く希望を申し上げまして、本改正法案に賛成をいたすものであります。

○委員長(武藤常介君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任を願います。
別に御発言がなければ、本日は、これにて散会いたします。
午後五時三分散会

四月十日本委員会に左の案件を付託された。
一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月八日)
一、鉱山保安法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月八日)

昭和三十七年四月十九日印刷

昭和三十七年四月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局